



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソ連のコルホーズ農戸について : 77年憲法と56-64年の論争
Author(s)	松井, 憲明; Matsui, Noriaki
Citation	スラヴ研究, 33, 45-74
Issue Date	1986
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/5156
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113258.pdf



ソ連のコルホーズ農戸について

——77年憲法と56-64年の論争——

松 井 憲 明

ロシア農民社会の基礎細胞である農民のドヴォール、すなわち農戸 (крестьянский двор)¹⁾を、ロシア農民の生活に深く根ざした古代的制度とみなしたのは、19世紀後半のロシアの学者たちであった²⁾。もちろんこの農民ドヴォールの制度は、古代のたんなる遺制とか、その単線的な進化の結果と考えることはできない³⁾。その強靱な生命力の背後には、それ自身の歴史的な内的変容と外的適応の過程が隠されていることであろう。この連続と変化の両面をあわせもつ農民ドヴォールの内的構造と外的諸条件、ロシアの歴史環境の特質こそが注目される所以である⁴⁾。

以上のことは、農民の農戸が常に「流転のロシア」の渦中に置かれてきた19世紀後半以来の近・現代史においても明らかのように思われる。1861年の農奴解放とロシアの上からの資本主義的近代化にあっては、慣習的な農戸の制度が、財政上の理由から一面で強化されるとともに、他面でそれは不可避的な社会経済的、社会意識的な分解作用に曝されることになり、農戸の分割 (раздел) が急激に増加したが、しかしながら農戸の財産共有制それ自体は決して動揺することがなかった⁵⁾。1905年以降の革命運動に対する反動としてのストルィピン改革は、この農戸財産共有制を廃止し、その代りに戸主の私有財産制を導入しようとしたが、結局は失敗に終わっている⁶⁾。これに対して、1917年の十月革命とそれ以後も続く農村革命 (аграрная революция) の過程では、逆に農民の農戸に関する慣習法が復活され、それはのちに、男女同権のような非慣習法的な新しい要素が付け加えられ

1) ドヴォールは、「家」「農家」「農戸」「世帯」などと訳される。本稿では、「ドヴォールの特殊性を強調する目的」(直川誠蔵「コルホーズ農戸の個人的所有権について」、『比較法学』(早大)第3巻第1号、1967年、157-158頁)から、「農戸」と訳す。

2) Vladimir Gsovski, *Soviet Civil Law*, vol. 1, Ann Arbor, 1948, p. 675.

3) См. В. А. Александров. Обычное право крепостной деревни России. М., 1984, стр. 42-69. なお、《История СССР》, 1981, №. 3, стр. 79-93. も参照。

4) ロシアの農村共同体の生命力についても、それを、むしろ「その〈新しさ〉のためであって、〈古さ〉のためではない」とする所説が示唆的である (鳥山成人『ロシア・東欧の国家と社会』, 恒文社, 1985年, 179頁)。

5) Cf. Geroid T. Robinson, *Rural Russia under the Old Régime*, 3rd pr., Berkeley and Los Angeles, 1972 (first pub. in 1932), pp. 66-67, 91, 118-119: 松井憲明「改革後ロシアの農民家族分割」, 椎名重明編著『土地公有の史的研究』, 御茶の水書房, 1978年, 121-130頁: В. А. Федоров. Семейные разделы в русской пореформенной деревне.—В кн.: Сельское хозяйство и крестьянство Северо-Запада РСФСР в дореволюционный период. Смоленск, 1979, стр. 31-46.

6) Cf. Robinson, op. cit., pp. 227-228: Teodor Shanin, *The Awkward Class. Political Sociology of Peasantry in a Developing Society: Russia 1910-1925* (London, 1972), pp. 224-225.

て、成文法としての体系化が試みられるに至る⁷⁾(ロシア共和国について1922年の土地法典⁸⁾第一部第五編〔第65-89条〕「農戸(勤労農業経営)について」。革命後の時期はまた、農戸の分割と小家族化とが新たな勢いで進行する時期でもあった⁹⁾。最後に、1930年代の全面的農業集団化についていえば、それは農民の農戸の存在条件を根本的に変えようとする制度変革でもあって、かつての農民共同体のように農戸ではなく、農民個人が成員権を得るところのコレホーズおよびその公共経営(общественное хозяйство)が組織され、これが農業生産の新しい基本単位とされた¹⁰⁾。とはいえ農民の農戸もまた、当初の否定的論調と政策的無視¹¹⁾にもかかわらず、コレホーズ農民の個別経営(личное х-во)の組織形態として生き抜くのであって、その所有のコレホーズ所有に対する従属的、依存的性格という概念構成のもとに、今や「コレホーズ農戸」(колхозный двор)と呼ばれ、憲法上の認証さえ得ることになる(1936年のソ連憲法第7条第2項。なお後述)。もっともこうした概念構成は、第一義的に法律的のそれであって、スターリン時代、農戸所有の基本的源泉はコレホーズ農民の個別経営であり続けた¹²⁾。コレホーズ農戸にあっては、農戸共有財産の範囲は制度的に狭められ、他方、成員個人の特有財産は増加する傾向にあり、また農戸の分割に比し、むしろ農戸成員の他出とそれともなう財産持分の分離(выдел)のケースが増加してくる¹³⁾。このように、ロシア農民の農戸は、ロシアの資本主義的近代化の開始から帝国主義と革命の時代を経て第二次大戦後に至る約一世紀の期間においても、「ロシアの農村史を通じて」の「永続性と継続性のよりどころ」¹⁴⁾であったと同時に、いわゆる家族共産制、家族集産制の歴史的進化に関する生き証人であり続けたわけである。

ところでコレホーズ農戸は、いま述べたように、1936年以來、憲法に認証されたソ連の一社会制度であった。すなわち、26年憲法¹⁵⁾の第7条は、第1項においてコレホーズおよ

7) См. Г. Полянская. Роль обычая в имущественных отношениях крестьянского двора в период проведения Октябрьской социалистической революции.—《Сов. гос-во и право》, 1941, № 1, стр. 40, 44-50, 52-56; William T. Shinn, Jr., "The Law of the Russian Peasant Household", *Slavic Review*, XX/4 (1961), 609-610; Shanin, op. cit., pp. 225-226; В. П. Данилов. Советская доколхозная деревня: население, землепользование, хозяйство. М., 1977, стр. 205-208.

8) 本稿で使用したテキストは、Земельный кодекс РСФСР. изд. официальное. М., 1923. である。邦訳(抄訳)は、『法政論集』(名大)第11号, 1958年, 33-37頁(稲子恒夫訳), および保田孝一『ロシア革命とミール共同体』, 御茶の水書房, 1971年, 329-344頁, にある。

9) Данилов. Указ. соч., стр. 208-221.

10) Lazar Volin, "The Peasant Household under the Mir and the Kolkhoz in Modern Russian History", In Caroline Ware ed., *The Cultural Approach to History*. (New York, 1940), pp. 128, 133-134.

11) Gsovski, op. cit., pp. 653-654, 773-774; Shinn, op. cit., 614-615.

12) ソ連農業省のある次長も、1935年の農業アルテリ模範定款には、公共経営がコレホーズ員の基本的所得源であるという命題が「なかったし、またありえなかった」ことを認めている(《Экономика сельского хозяйства》, 1969, № 8, стр. 16)。なお、註(83)を参照。

13) Shinn, op. cit., 618-619.

14) Е. Н. Кар 『ナポレオンからスターリンへ』, 鈴木博信訳, 岩波書店, 1984年, 99頁。

15) 本稿で使用したテキストは、История советской конституции. Сборник документов 1917-1957. М., 1957, стр. 345 и след. である。邦訳は、1977年憲法も含め、『世界憲法集』, 岩波書店, 第1版(山之内一郎・藤田勇訳), 1960年, 第3版(藤田勇訳), 1980年, および『新ソ連憲法・資料集』, 稲子恒夫訳, ありえす書房, 1978年, を参照した。

び協同組合組織の公共的所有の内容を明らかにしたのち、その第2項において、コルホーズ農戸の土地用益権および財産所有権について次の規定を与えていた。——「各コルホーズ農戸は、コルホーズの公共経営からの基本的所得のほか、農業アルテリ定款にしたがって、小面積の屋敷付属地区画 (приусадебный участок земли) を個別的に利用し (имеет в личном пользовании), そこにおける副業経営 (подсобное х-во), 住宅, 用畜, 家禽および小農具を個別的に所有する ((имеет) в личной собственности)」, と。こうして、その前年 (1935年) の第2回全連邦突撃班コルホーズ員大会において、スターリンが新しい「農業アルテリ模範定款」¹⁶⁾ に導入したコルホーズ農戸の概念が、ここに憲法上の認証を得たのであった。そしてこの場合に注意すべきは、36年憲法が、コルホーズ農戸の個別的用益権・所有権の規定をコルホーズの公共的所有の制度に関する規定と結びつけ、これらを一括して第7条として構成し、これとは別に、勤労所得, 住宅, 家庭副業 (подсобное домашнее х-во), 個人消費財等に対する市民の個人的所有 (личная собственность) 権を第10条において認証したことである¹⁷⁾。これは第7条が、個別コルホーズの農業アルテリ定款に言及することによって、その全連邦的規範としての35年の農業アルテリ模範定款をここで参照させ、後者の基本的命題を憲法に反映させるためであったと解釈される¹⁸⁾。つまり、農業アルテリ模範定款は、その第2章「土地について」および第3章「生産手段について」のなかで、一方においてコルホーズの公共経営の物的基礎としての社会化 (用益の点で) 用地および社会化経営資産の、他方においてコルホーズ農戸の個別経営の物的基礎としての屋敷付属地および非社会化農戸経営資産の内容と規模を定めており¹⁹⁾、コルホーズ運動の基本形態とされた農業アルテリに特徴的なこの社会化, 非社会化経営部分の統一と区別が、農業集団化の基本的完了の時点で、36年憲法第7条に表現されなければならなかったと考えることができる。なお36年憲法は、コルホーズの土地用益権, その無償性と永久性については第8条に独自の規定を置いているが、市民の土地用益権については何も明記していない。

これに対し1977年の新ソ連憲法²⁰⁾はどうであろうか。そこで注目されるのは、副業経営を営む権利の主体ならびに法体系上の位置付けが大きく変化している点である。該当するのは第13条 (草案第12条) であって、それは36年憲法の第10条に対応する市民の個人的所有権とその保護に関する第1項に続け、第2項として次のように述べている。——「市民は、法律の定める手続きによって、副業経営 (家畜と家禽の飼育を含む), 園芸お

16) СЗ СССР. 1935, №. 11, ст. 82. 邦訳は、外務省調査部『ソ連邦のコルホーズ制度』, 和田敏雄訳, 1942年, 167-185頁, 大崎平八郎『ソヴェト農業政策史』, 有斐閣, 1960年, 335-342頁など。

17) 直川誠蔵, 前掲論文, 184-186頁, を参照。

18) См. А. Н. Никитин, А. П. Павлов и А. А. Рускол (ред.). Колхозное право. М., 1939, стр. 16, 341; Н. Д. Казанцев, И. В. Павлов и А. А. Рускол (ред.). Колхозное право. М., 1955, стр. 316; Г. Н. Полянская. Еще раз о праве личной собственности колхозного двора.—《Уч. зап. ВИЮН》, вып. 9, 1959, стр. 58-61.

19) 屋敷付属地は厳密には社会化用地の一部を成すとされ、形式上、後者から分与される。また35年の模範定款は、農戸経営資産を農戸の「個別利用」(личное пользование)になるものと規定したが、のちにスターリンはこれが誤りであり、36年憲法の「個人的所有」規定が正しいと認めた (И. Сталин. Экономические проблемы социализма в СССР. 1952, с. 42)。

20) 本稿で使用したテキストは、《Правда》, 1977, 8 октября, стр. 3-6.

よび野菜栽培を営むため、また個人住宅の建設のために供与される土地を利用することができる。市民は、供与された土地を合理的に利用する義務を負う。国家およびコルホーズは、市民が副業経営を営むことを援助する²¹⁾、と。このように77年憲法はもはやコルホーズ農戸の副業経営を語る事ができない。副業経営は今や市民一般を権利主体として営まれうるものと概念構成され²²⁾、それゆえにまた、コルホーズ農戸のそれも含めた副業経営権の規定が、36年憲法のようにコルホーズの公共的所有の制度と関連づけられることなく、市民の個人的所有権に関する単一の条項のなかに包摂されることにもなる²³⁾。もっとも第13条第2項は、最後段の副業経営援助の規定を除き、厳密には副業経営そのものでなく、その物的条件のひとつである市民の土地用益の権利を認証したものとも考えられ²⁴⁾、その意味では第13条第1項こそが、そこで規定する家庭副業（原語は36年憲法に同じ）用品、住宅等に対する市民一般の単一の個人的所有権のなかに、コルホーズ農戸の副業経営に対する個別的な所有権を完全に包み込んでいると解釈することも可能であろう²⁵⁾。このような解釈は、論理的にむしろ一貫しているように思われるが、しかしその場合にも、副業経営と家庭副業（直訳すれば、「副業家庭経営」）との概念的異同という問題点が残される²⁶⁾。

いずれにせよ1977年のソ連憲法は、36年憲法と異なってコルホーズ農戸に関する独自の命題を含んでいない。それは一面において、新憲法が上述のように副業経営権の主体を一般化し、コルホーズ農戸の個別的な所有権を市民の、すなわち一般的には労働者、職員の個人的所有権の体系に関連づけたことのためである。その背景には、いわゆる農業の「国有化」²⁷⁾に伴うソ連労働者、職員等の増加や、労働報酬、社会保障、国内パスポート発行などにおけるコルホーズ農民と労働者、職員の格差、差別の縮小、解消といったフルシチョフ時代以来の現実の推移があるであろうし、そこに含まれるコルホーズ農民の経済的、社会的地位の向上という前進的的局面を見ないわけにはいかない。というのも、36年憲法が市民の個人的所有権とは別箇にコルホーズ農戸の個別的な所有権を認証したと関連して、そのためにコルホーズ農民の権利能力が市民一般と比較して制限されることにならないのかというのが、かつて指摘された問題のひとつだったからである²⁸⁾。

21) この第13条第2項の中段と後段は草案になく、最終テキストのなかで初めてあらわれた。

22) См. Г. Шмелев. О личном подсобном хозяйстве.—《Правда》, 1977, 10 сентября, стр. 3. なお以下の文献も参照。中山弘正『ソビエト農業事情』, 日本放送出版協会, 1981年, 96頁, 谷川良一『ソ連邦新憲法と基本的人権』, 有斐閣, 1979年, 94-95頁; W. E. Butler, *Soviet Law* (London, 1983), pp. 246, 248; George M. Armstrong, Jr., *The Soviet Law of Property* (Hague, 1983), p. 142.

23) См. Р. Халфина. Экономическая система советского государства.—《Х-во и право》, 1978, №. 3, стр. 6; F. J. M. Feldbrugge ed., *The Constitutions of the USSR and the Union Republics* (Alphen aan den Rijn, 1979), pp. 31-32. なお, *ibid.*, pp. 27-28. では, 旧憲法が農戸付属地を個人的所有の一基本形態として認めたという誤った理解から出発するため, 新憲法における農戸所有概念の欠落に関する論述が混乱している。

24) См. Шмелев. Указ. ст., стр. 3.

25) См. М. И. Козырь. Совершенствование правового регулирования личного подсобного хозяйства граждан СССР.—《Сов. гос-во и право》, 1981, №. 8, стр. 44. なおこの著者コズィリによる77年憲法草案の解釈(註(39)本文)も参照。

26) Шмелев. Указ. ст., стр. 3; В. А. Дозорцев. Конституция СССР и проблемы права собственности.—《Труды》 ВНИИСЗ, вып. 19, М., 1981, стр. 136.

27) 中山弘正, 前掲書, 154-174頁, を参照。

28) Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 43-47.

しかしながら、77年憲法におけるコルホーズ農戸規定の欠落は、コルホーズ農戸制度の特殊性の解消という、形式において消極的なプロセスのたんなる副産物であったにとどまらない。それは同時に、コルホーズ農戸概念を憲法から抹消しようとする意図的な行為の所産でもあった。本稿の注目したいのはこの面であって、だからこそ、まず1969年の新しい「コルホーズ模範定款」²⁹⁾において、「コルホーズ員の家族（コルホーズ農戸）」³⁰⁾〔**семья колхозника (колхозный двор)**〕なる新概念が激しい論争³¹⁾の末に始めて導入され、次いで77年にも、憲法草案³²⁾をめぐる6-10月の全人民討議の過程において、草案第12条に対し反対論が提出され、これが反批判されたうえで憲法第13条第2項が確定する。問題の所在を提示する意味で、この後者の憲法論争をやや詳しく紹介することにしたい。

反論を提起したのは、元来コルホーズ農戸法の専門家でありながら、1959年以来この領域で久しく沈黙を守ってきたソヴェト立法研究所のポリャンスカヤ（Г. Н. Полянская）であった³³⁾。彼女はいう。——憲法草案は、コルホーズ農戸の個別的所有の概念を与えず、一般にコルホーズ農戸について言及がない。「若干の法学者」はこれを根拠づけて、現在わが国では都市・農村間の本質的な差異が消失しつつあり、「もはやコルホーズ農戸は存在せず、あるのはただコルホーズ員の家族であ」って、その諸関係は家族法によって規制される、という。しかしそれは、きわめて重大な結果を招きかねない。コルホーズ農戸は、たんなる家族ではなく、副業経営を共同で営む人々の家族勤労結合体（**семейно-трудовое объединение**）だからである。その副業経営は、労働者、職員の家庭副業が純自家消費的であるのに対し、一定の商品生産の機能をもち、国民経済的にも重要な役割を演じている³⁴⁾。では、コルホーズ農戸と労働者、職員の家族とで、財産関係の違いはどこにあるのか。後者では、家庭副業等は夫婦の所有（**супружеская собственность**）であり、子が有するのは扶養を受ける権利のみであって、財産に対する権利ではない。これに対し、現行憲法その他の立法の規範は、コルホーズ農戸の住居、家畜、農具等が、副業経営に参加する非家族員や、過去および将来の農戸の働き手として現在は労働能力をもたない高齢者あるいは子供等を含めて、全農戸成員の合有（**совместная собственность**）財産であることを定めている。コルホーズ農戸は経営の単位でもあって、公的に登録されており、国の東部地域になお残るいわゆる大家族のコルホーズ農戸などは10人以上の成員を擁している。またコルホーズ農戸にあっては、労働の成果は共同のものであり、経営がノーマルに営まれる間は各成員の財産持分は決定されない。しかし分割や分離が起きたとき、持分は平等

29) СП СССР. 1969 г., №. 26, ст. 150. 邦訳は、『共産圏問題』第14巻第4号, 1970年, 74-87頁, 相川哲夫『ソヴェト農業経営学』, 御茶の水書房, 1975年, 287-309頁, などにある。

30) 前註に示した邦訳の前者における「コルホーズ員世帯（コルホーズ農家）」という訳語には問題がある。註(1)も参照。

31) さしあたり, 次の文献を参照。И. Павлов. Семья или двор.—《Правда》, 1969, 1 августа, стр. 2: И. Глогов. Не двор, а семья.—《Правда》, 1969, 17 сентября, стр. 2: он же. Колхоз, личное хозяйство и семья.—《Сельская жизнь》, 1969, 25 сентября, стр. 2-3.

32) 《Правда》, 1977, 4 июня, стр. 1-4.

33) ポリャンスカヤは1981年6月に75歳で死去しているが, 訃報は彼女のことをたんに環境保護法の研究者としか述べていない（《Труды》 ВНИИСЗ, вып. 20, М., 1981, стр. 219）。

34) ポリャンスカヤがここで比較しているのはコルホーズ員と労働者, 職員一般の副業経営であるが, コルホーズ員とソフホーズ労働者のみの比較については, 註(154)本文を参照。

原理 (начала равенства) に従って決定される。この場合、副業経営への参加度が小さければ持分は減らされうるし、3年連続して経営に参加しなければ持分一般に対する権利が失われる。このようにコルホーズ農戸の所有に関する法規範は、家族法のそれと同一でなく、しばしば矛盾する。前者では勤労原理 (трудовое начало) が優位に立ち、後者では家族関係が決定的だからである。とりわけ重要なのは、農戸の最後の成員が死亡した場合を除き、通例、コルホーズ農戸では相続が排除されることであって、この規則のおかげでコルホーズ農戸の副業経営は散逸を免れることができる。従ってコルホーズ農戸とその所有の概念は未だ極めて意義が深く、新憲法にもそれを必ず残すべきであろう³⁵⁾、と。

これに対し、憲法草案擁護の立場からポリャンスカヤの批判を退けたのは、国家・法研究所のコーズィリ (М. И. Козырь) であった。彼はまず、ソ連が都市・農村間の本質的差異を克服する重要な段階を前にしていると語り、ブレジネフの発言を引用しながら、草案第19条 (最終テキストも同じ) に謳われたソ連社会の社会的同質性の強化、都市・農村間、精神・肉体労働間の差異解消に関するテーゼ³⁶⁾に注意を喚起する。そして論文の末尾の近くでコルホーズ農戸の問題に触れ、以下のように述べる。——36年憲法がコルホーズ農戸を特別の経営権主体として認証したのは、当時、コルホーズ農戸が農業生産において占めた比重の大きさと、農民の心理を考慮したからである。しかしその後、状況は変化した。コルホーズ農戸は、ますますソフホーズ労働者、職員の家族に接近しており、この後者においてもまた屋敷付属地を供与され、家畜の個人的所有と家庭副業 (домашнее х-во) がおこなわれている³⁷⁾。したがって、69年の新しいコルホーズ模範定款に「コルホーズ員の家族 (コルホーズ農戸)」という新概念が導入され、今回の憲法草案もさらに一歩進んで、コルホーズ農戸概念一般の放棄に至ったのである。ポリャンスカヤのいうように草案を修正してはならない。さらにいえば、コルホーズ員だけでなく、労働者、職員をも構成員とするいわゆる混合家族 (смешанные семьи) の大量の存在という事実³⁸⁾からしても、コルホーズ農戸概念は放棄されなければならない。つまり、労働者、職員について、立法者は家庭副業に対する市民 (家族でなく) の諸権利を語っている以上、コルホーズ員についても、副業経営をもつコルホーズ員の諸権利を語るのが合理的であって、屋敷付属地の規模のノルマについては、これを〔労働者、職員と同様に、という含意であろう——引用者〕家族全体に対して設定する。草案第12条が規定するのはこういうことである³⁹⁾、と。

論戦はこれだけで終わった。ポリャンスカヤの異論は、コーズィリによって十分に論破され尽したという判断なのであろう。あるいは「真に実務的な討議」⁴⁰⁾という草案審議に際しての要請から外れた法学者のスコラの論議と評価されたものであろうか。いずれにせよ、

35) Г. Полянская. Колхозный двор.—《Известия》, 1977, 5 августа, стр. 2.

36) 最終テキストでは、社会的同質性強化の第一の意味内容として、「階級的差異の解消」が追加、挿入された。

37) これを文面通りに理解すればむしろソフホーズ従業員の家族がコルホーズ農戸に接近していることを語っているように見える。註 (153) (154)、およびそれらの本文を参照。

38) この事実は、早い時期にポリャンスカヤが注目していた。註 (132) を参照。

39) М. Козырь. Колхозное имущество.—《Известия》, 1977, 13 августа, стр. 2.

40) 《Правда》, 1977, 5 июня, стр. 2 (前掲『新ソ連憲法・資料集』, 19頁)。

コルホーズ農戸に関する論議は、たとえば副業経営をめぐる論争⁴¹⁾の活発さなどと比べても、著しく低調なことは明らかであって、ポリャンスカヤはひとり孤立したまま、コルホーズ農戸の憲法規定の削除が確定してゆく。かってパーマン (H. J. Berman) は、「ソヴェトのコルホーズ農戸制度には幾世紀ものロシアの歴史が体现されている」とし、逆に「もし農戸除去の脅迫が実行されようものなら、幾世紀ものロシアの歴史が農戸に味方するだろう」と断じたものであったが⁴²⁾、この予言はまったく裏切られたかの感があった。

問題は多岐にわたっている。まず第一に、憲法論のレベルで、77年憲法におけるコルホーズ農戸規定の消滅を論ずることが可能であろう。たとえばドゾールツェフ (B. A. Дозорцев) は、そもそも36年憲法が、コルホーズ農戸の個別的所有を市民の個人的所有と並ぶ自立的な所有形態とみなしたこと自体が誤りだったとする⁴³⁾。このような見地からすると、ポリャンスカヤの提起は、その立論の出発点において意味と根拠を失いかねない。にもかかわらず、ドゾールツェフは、ポリャンスカヤのいう「若干の法学者」とは全然違った見解の持主なのである。またソ連憲法が「現に存在する社会関係を積極的に規制する文書であるという性格」をもつとして⁴⁴⁾、どの程度の広がりや深さがあれば「現に存在する社会関係」と認められるかという憲法規定の現実妥当性の視角から、上記の問題を検討することも必要であろう。ちなみに、新憲法制定前の最後の人口センサス (1970年) によれば、コルホーズ員とその扶養家族は、総人口の20.5% (4946万人)、農村人口の43.6% (4623万人) を占め⁴⁵⁾、このほかコルホーズ農戸には、コルホーズ員と共同で副業経営を営む労働者、職員およびその扶養家族が含まれる (前述のいわゆる「混合家族」の場合)⁴⁶⁾。第二に、ポリャンスカヤとコーズィリの論争の中味に立入って、コルホーズ農戸とその家族の実態を検討することも重要であろう。かって直川誠蔵氏は、個別コルホーズ等の詳細な資料の分析や法社会学的な実地調査の必要性を指摘されたが⁴⁷⁾、このような研究がなければ、「もはやコルホーズ農戸は存在せず」とする論者たちの主張は、到底、その是非の判断がつかないであろう。あるいは、自国の社会、経済の発展段階をつねに過大評価する傾向のあるソ連にあって、ポリャンスカヤの提起は、少なくとも現実の複雑さを想起させるだけの意味はもちえたのであろうか。第三に、論争史の研究も課題となろう。コルホーズ農戸の憲法規定が削除される77年までに、この削除をリードした政策理念、現状認識、将来展望は、どのように形成されてきたのであろうか。またそれに対して、コルホーズ農戸制度とその憲法的認証を支持した側がどのような対応をみせ、あるいはみせなかったのか。最後に、これら両者の葛藤が提起し、明らかにした問題とはいったい何であっ

41) Шмелев. Указ. ст. はその一部をなす。中山弘正、前掲書、96-98頁、また西村文夫「ソ連における私的経済活動」、『現代ソ連の社会と文化』、日本国際問題研究所、1980年、335-336頁、を参照。

42) Harold J. Berman, *Justice in the USSR*, Rev. ed., enl., Cambridge, Massachusetts, 1963, pp. 262, 266.

43) Дозорцев. Указ. ст., стр. 134.

44) トボルニン『ソビエト憲法論』、畑中和夫監訳、法律文化社、1980年、28頁。

45) Итоги Всесоюзной переписи населения 1970 года. том V, М., 1973, стр. 9.

46) コルホーズ家族100当りの労働者、職員数は、1965年に19人、1970年に22人であったという (П. И. Симуш. Социальный портрет советского крестьянства. М., 1976, стр. 267)。

47) 直川誠蔵、前掲論文、220頁。

たのか。先にみたように、77年のコルホーズ農戸に関する憲法論争が低調であり、憲法草案の公表時にはすでに事実上の結着がついていたようにもみえるため、こうした77年の前史の研究は、その必要性がいっそう強く感じられるのである。

本稿が課題として取り上げようとするのは、この最後の問題領域であり、それは筆者の能力と蒐集しえた資料との制約によっている。とはいえ、このように課題を限定しても、なお検討すべき問題の範囲は広い。そのなかでも、69年の新コルホーズ模範定款とそこにおける「コルホーズ員の家族（コルホーズ農戸）」概念の登場については、コーズィリがそれに対し、77年におけるコルホーズ農戸の憲法規定放棄への歴史的第一歩という位置付けを与えている以上、独自の検討対象となるように思われる。しかし、そのような検討に進むためにも、本稿ではさらに時代を遡ってフルシチョフ期に焦点を絞り、その時期のコルホーズ農戸をめぐる論議を考察しようとする。その理由は、後述するように、まさにこの時期に、コルホーズ農戸に対するいくつかの現代的批判の類型が形成され、77年の事態を準備するプロセスが進行を始めるように思われるからである。同時にそれは、コルホーズ農戸問題の解決の困難さの一端を、具体的にいえば、77年の問題提起者ポリャンスカヤの理論的軌跡の複雑さをも明らかにすることになろう。結論を先回りしていえば、77年に論敵コーズィリの口から彼女に浴びせられた批判の言葉は、その背景や含意を別として、基本的に彼女自身が1959年に語った言葉そのものであった。しかも彼女は、1939年の学位論文『ソヴェト法における農民農戸の財産関係の歴史』⁴⁸⁾以来、もともと農民的平等主義のよき理解者として、22年のロシア共和国土地法典第一部第五篇⁴⁹⁾を高く評価しつつ⁵⁰⁾、コルホーズ農戸制度を一貫して擁護していたのであり、したがって、彼女の77年の立場はいわば否定の否定だったわけである。本稿で検討される問題の一応の提起は以上の通りであるが、なお資料の渉猟は不満足な状態にあり、その意味で以下はいまだ試論にとどまることを申し添えたい。

さて、77年憲法におけるコルホーズ農戸概念の放棄を準備した直接の理念形成過程の始点をどこにもとめるべきであろうか。本稿ではそれをフルシチョフ期であろうと考える⁵¹⁾。

いうまでもなく、スターリン時代に農戸制度に対する理念的否認が存在しなかったわけではない。むしろ反対である。ソ連における農業集団化は、個人農の(единоличные)農

48) Г. Полянская. История имущественных отношений в крестьянском дворе по советскому праву. Канд. дис., М., 1939.

49) 註(8)を参照。

50) Полянская. Указ. дис. (1939), стр. II-III, 400 и след.: она же. Имущественные взаимоотношения в колхозном дворе.—《Сов. гос-во и право》, 1947, №. 7, стр. 21-22: она же. Семейно-имущественные разделы и выделы в колхозном дворе. М., 1948, стр. 7-8, 31-33. ダニエロフもまた、20年代のソヴェト法が、農民の経営活動の規範を「非常に具体的に」定め、農村の日常生活の問題点を「素早く効果的に」解決し、民事、労働および土地に関する慣習法の「すべての最良のもの」を利用、吸収したとして、それにきわめて高い評価を与えていることが注目される(Данилов. Указ. соч., стр. 77)。

51) ヴェーデキンはコルホーズ農戸と労働者、職員家族の地位接近への動きをフルシチョフ解任後のこととするが(Karl-Eugen Wädekin, *The Private Sector in Soviet Agriculture* (Berkeley and Los Angeles, 1973), p. 21), そうでないことは行論のうちに示される。

戸との厳しい対抗のうちに強行され、そのような集団化に相応しい思惟の形態こそ、農戸への敵意と恐怖を栄養素とする農戸廃絶論、不用論だったのであって⁵²⁾、これらの理論が実際の政策の観点から排除された後にも、コルホーズ運動の最高形態は常にアルテリでなくコムーナとされたから⁵³⁾、農戸に対する根本的否定の理念は、むしろ将来展望のなかに固定されたといえる。ソヴェト法におけるコルホーズ農戸の取扱いも粗略をきわめ、そのことは、コルホーズ農戸概念の法的認証に要した時間の長さや、農戸所有の法的規制における著しい不完全さ、コルホーズ法学におけるその研究の不充分さ等からも明らかであろう⁵⁴⁾。コルホーズ農戸の法律的な定義は与えられず⁵⁵⁾、その財産関係は、憲法、農業アルテリ模範定款、その他のコルホーズ法令に抵触しない限り、ロシア共和国の場合、22年の土地法典第一部第五篇の諸規範によって規制されたのであって⁵⁶⁾、それらの最終的失効は、新民法典が制定される1964年のことである⁵⁷⁾。コルホーズ農戸が、公式のコルホーズ体制にとって余計者 (a sort of “fifth wheel”) であったといわれる所以である⁵⁸⁾。

しかしスターリン時代には、コルホーズ農戸制度揚棄の現実的条件はまったく存在していない。第一に、農業が重工業化の蓄積源とされ、コルホーズの公共経営が国家に対する農産物の低価格供出を強いられるなかで、コルホーズ農戸とそれが担う個別経営は、コルホーズ員の労働力再生産の不可欠の環として経済的必然であった⁵⁹⁾。しかも第二に、コルホーズ農戸自体も多額の農業税と各種の農産物義務供出とを課され⁶⁰⁾、経営単位としてむしろ強化されたといえる状態に置かれている⁶¹⁾。第三に、この点の指摘は従来弱いのであ

52) 註(11)本文を参照。

53) См. КПСС в резолюциях и решениях съездов, конференций и пленумов ЦК (以下, КПСС. と略). том 4, М., 1970, стр. 385: И. Сталин. Вопросы ленинизма. изд. 11-е, 1952, стр. 334, 351, 505-506: 福島正夫『人民公社の研究』, 御茶の水書房, 1960年, 73-75頁。

54) См. А. А. Рускол. О правосубъектности и личном составе колхозного двора.—《Сов. гос-во и право》, 1955, №. 2, стр. 42.

55) 前掲『ソ連邦のコルホーズ制度』, 161頁: Никитин, Павлов и Рускол. Указ. соч., стр. 342: Shinn, op. cit., 616.

56) Полянская. Указ. ст. (1941), стр. 40: она же. Указ. соч. (1948), стр. 8: Gsovski, op. cit., p. 774.

57) Научно-практический комментарий к ГК РСФСР. М., 1966, стр. 140. この文献の70年版では、22年の土地法典について、その効力も含めてまったく言及がないが、これは、その代りに地方的慣習にもとづく成員特有財産の認定について語られていることと関係があるのかもしれない(Комментарий к ГК РСФСР. М., 1970, стр. 194-195)。22年土地法典は、冒頭の「基本的諸命題」中の第8条においてではあるが、地方的慣習の効力を認めていたからである。なお地方的慣習の今日的意義については、Butler, op. cit., pp. 52-53. を参照。

58) Shinn, op. cit., 616.

59) Volin, op. cit., pp. 138-139: 丸毛忍「コルホーズ農家およびコルホーズ商業について」, 『農業総合研究』第12巻第2号, 1958年, 189-190, 220頁: Ю. В. Арутюнян. Социальная структура сельского населения СССР. М., 1971, стр. 127: Moshe Lewin, “The Kolkhoz and the Russian Muzhik”, In E. J. Hobsbawm et al eds., *Peasant in History. Essays in Honour of Daniel Thorner* (Calcutta, 1980), p. 60.

60) См. Никитин, Павлов и Рускол. Указ. соч., стр. 359-367: И. В. Павлов. Колхозный двор. М., 1951, стр. 27-30. 農戸からの義務供出は、戦前、国家が調達したジャガ薯、肉、牛乳等の3分の1以上、卵の90%以上を占めた(Г. И. Шмелев. Личное подсобное хозяйство. М., 1983, стр. 7)。

61) Lewin, op. cit., p. 64.

るが、コルホーズ農戸概念は、コルホーズ農民の個別経営を必死に抑えるための重要な政策的武器のひとつであった。すなわち35年の農業アルテリ模範定款におけるコルホーズ農戸概念の導入は、屋敷付属地区画をコルホーズ員単位ではなく農戸単位で分与し、そのことによって区画規模の膨張を抑止しようとするスターリンの意図に発したものだだったのである⁶²⁾。実際、農戸のいわゆる偽分割 (мнимые разделы) 等を非難し、屋敷付属地の縮減を実施した1939年5月および1946年9月の党・政府決定⁶³⁾も、コルホーズ農戸自体に対するいかなる攻撃も含んでいない。わずかに晩年のスターリンがコルホーズ所有を全人民的所有の水準に高める必要に触れたことが、生産単位としてのコルホーズ農戸の地位に直接関連する提起として注目されるが⁶⁴⁾、これとて何か具体的な方策が実行に移されたわけでもない⁶⁵⁾。このような現実があるとき、コルホーズ農戸に対する理念的否認はコルホーズ体制の確立とともに多分に観念的性格を強め、その根拠は主に過去の記憶のなかに、農業集団化の過程における農民農戸との聞き合いのなかに求められざるをえないであろう。この意味で、スターリン時代におけるコルホーズ農戸のいわゆる余計者扱いは、これをコルホーズ農戸に対する後ろ向きの批判と呼ぶことができる。これに対しフルシチョフ期に始まるいくつかの類型のコルホーズ農戸批判には、一定の現実的根拠を含み、その意味で前を向いているものが存在するのである。すなわちスターリン後の時期になると、コルホーズ農戸の現行法制度が農村社会において実際に演じているその現実的な役割という面が顕著に問題視されてくる。もっともその視点は一様でなく、そこにはコルホーズ農民の権利擁護というモチーフのみならず、それとは決して同義ではない公的なコルホーズ制度の強化、またスターリン時代の遺物たるコルホーズ農戸の対国家供出義務の維持などの志向が混り合う。そうした諸要素が絡まり合い、全体として実定法規とその支配的解釈とに対し率直な告発が試みられるというのがこの時代の新しい特徴なのである⁶⁶⁾。

そのような試みが、連邦検察庁機関誌『社会主義的適法性』によくあらわれた。とくに注目されたのは、それが引用する裁判例からリャザン州と思われる地方の人民裁判官ヴォルコフ (В. Волков) の小論文「コルホーズ農戸の分割および分離を規制する立法を見直す必要がある」(1956年)であった⁶⁷⁾。ヴォルコフによれば、裁判所にはコルホーズ農戸

62) См. Никитин, Павлов и Рускол. Указ.соч., стр. 115. この農戸概念の再興は、通例、伝統との強いられた妥協という面のみが強調されている (Gsovski, op. cit., p. 774; Shinn, op. cit., 614-615; Berman, op. cit., p. 263)。これに対しヴェーデキンはコルホーズ体制にとっての農戸制度の利点を説くが (Wädekin, op. cit., p. 28), 本文に述べた事情については、彼の引用する文献に明確な指摘がありながら (См. Н. П. Волошин. Право личной собственности колхозного двора. М., 1961, стр.74-75), なぜかそれに触れない。

63) СП и Р СССР. 1939, №. 34, ст. 235; 1946, №. 13, ст. 254.

64) Сталин. Экономические проблемы..., стр. 17, 67-68, 92-94.

65) А. Невз 『ソ連経済史』, 石井規衛他訳, 岩波書店, 1982年, 384頁。ただし、ネヴズがスターリンの提起をコルホーズのソフホーズ化と捉えているのは誤りではないか。むしろコムーナ化であろう (註 (53) 本文, また福島正夫, 前掲書, 157, 335-337頁: XXII съезд КПСС и проблемы колхозного и земельного права. М., 1962, стр. 153-154. を参照)。

66) スターリン時代のソヴェト法一般に、このような面が弱かったことについて、福島正夫「社会主義的相続制度の発展」, 『社会主義法の研究』, 勁草書房, 1958年, 320頁, を参照。

67) В. Волков. Необходимо пересмотреть законодательство, регулирующее раздел и выдел колхозного двора.—《Соц. законность》, 1956, №. 9, стр. 65-66.

の分割、分離訴訟が多数提起されるが⁶⁸⁾、長年の裁判官生活の経験から言えることは、22年の土地法典（第一部第五篇第二章〔73-84条〕「勤労農業経営（農戸）の分割について」）の諸規範がもはや時代遅れになっており、農戸の分割が農業税や義務供出逃れの手段にもなっていることだという。そして農戸の細分化がまったくの不合理であることを示そうと、彼は2つの実例を引用する。ひとつは、リャザン州のある村に住むチェリョームシキンの例であって、彼はコルホーズ員だったことはなく、工場で働いていたが、彼の母を戸主とする農戸の成員であった。彼は10年間に4度結婚し、子供が生まれるたびに妻を棄てた。離婚された妻たちは、チェリョームシキンの母を相手取って裁判所に分離あるいは分割の訴を出し、彼ら自身とその子供たちの持分を受取った。そのうえチェリョームシキン家の別の息子も、3年間の拘禁ののち1956年に母に対し分割訴訟を起し、勝訴する。母はコルホーズ創設以来のその成員であって、高齢にもかかわらず今日までそこで働いており、家も経営も彼女の誠実な労働によって獲得したものであった。原告たちはコルホーズで働いたこともなく、家を建てたわけでも経営に加わったわけでもないのに、土地法典によって「母の財産」⁶⁹⁾に対する所有権をもつ。こうして母の持分は、分割や分離のたびに減ってゆく。同様の不合理な例は他にも少なくない。ヴォルコフはこう述べ、このような場合には、未成年の子に対する親の一般的扶養義務を定めた1926年の婚姻家族法典⁷⁰⁾第41条を適用し、この点で農戸の財産関係を労働者、職員の家族と同様に規制するほうが公正であると主張する。コルホーズ農戸においても親子の別産制を導入せよというわけである。ヴォルコフの引用するもうひとつの例では、コルホーズ員である寡婦ミローノワの農戸が分割されるが、彼女には息子が一人おり、その息子は1950年に結婚し、3人の子が生まれる。息子は町の工場に勤め、妻はどこにも働きに出ていない。1953年にミローノワの夫が死亡すると、当時の農戸員は5人であったが、母と息子家族との間に紛争が生じ、土地法典によって農戸財産は5等分される。誠実な労働によって亡夫とともに家を建て、経営を築いた母に残されたものは財産の5分の1、すなわち家の一角6-8平方メートルにすぎなかった。ヴォルコフは、このように老いた親の財産権が侵害されるのは、工場で働く息子などにも平等な持分権を認める現行法制に原因があるとし、コルホーズ農戸の財産関係にも、夫婦が婚姻中に得た財産を夫婦の共同財産とみなす婚姻家族法典第10条、および

68) この種の指摘は他にもみられる。См. 《Соц. законность》, 1948, №. 2, стр. 8: 《Сов. гос-во и право》, 1958, №. 11, стр. 112: Н. Трухин. Имущественные разделы и выделы в колхозном дворе.—《Сов. юстиция》, 1960, №. 6, стр. 43: П. П. Пятницкий и В. Н. Раюнец. Судебная практика по делам о разделах и выделах имущества колхозного двора.—В кн.: Научный комментарий судебной практики по гражданским делам за 1962 г., М., 1963, стр. 96: П. И. Кузьменко. Раздел колхозного двора и выдел из него. Киев, 1970, стр. 3. 分割、分離訴訟は、戦争直後は、しばしば復員者の離村志向や戦争による家族の解体に起因し（この註の最初の文献を参照）、現在では、その多くが離婚と結びついているという（Г. Н. Полянская. Споры о разделах и выделах в колхозном дворе.—В кн.: Комментарий судебной практики за 1978 год. М., 1979, стр. 88）。

69) これは法律上は「農戸の財産」である（См. Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 73）。ヴォルコフは法を改め、この場合、それを「母の財産」とするよう要求しているわけである。

70) 26年の婚姻家族法典については、次の邦訳を参照した。外務省欧米局第一課『ソヴィエト社会主義共和国連邦民法関係法令』、野口厲訳、1933（？）年、385-422頁、稲子恒夫・稲子宣子「1926年のロシア家族法典とその発展」、『法政論集』（名大）第43号、1968年、117-150頁。

持分に応じた共同所有権、すなわち共有 (общая собственность) 権を定めた1922年の民法典⁷¹⁾第61-65条の効力を及ぼすべきことを主張する。そして最後に、ヴォルコフは、農戸成員がその経過後、農戸共有財産に対する権利を喪失することが定められた経営不参加期間 (22年土地法典第75条, 27年3月の農業・司法両人民委員部共同訓令⁷²⁾第9条により、連続6年) が余りにも長すぎるとして、これに民法典第44条の一般的出訴期間 (私人間の紛争につき3年) の規定を適用すべきことをも提起している⁷³⁾。

コルホーズ農戸に対する民法、家族法諸規範の適用を主張したわけではないが、ヴォルコフ同様、農戸成員の持分平等原理に強く異を唱えたのが、ウクライナ最高裁のオリドロガ (М. Оридорога) である⁷⁴⁾。彼女はまず、ポリャンスカヤのように土地法典の諸規範を高く評価し、持分の平等を第一義的原理とみなす学説⁷⁵⁾を批判し、土地法典第67条 (ウクライナ共和国土地法典第68条) のいう農戸全成員の財産権の平等が、持分の平等までも意味するものでないと述べる⁷⁶⁾。これはいささか無理な解釈かとも思われるが、しかし、彼女の論文が興味深いのは、それがウクライナの判例動向を伝えている点にある。すなわち、ウクライナ最高裁民事部は、下級審の裁判所が、分割訴訟の審理にあたって、経営への参加度を考慮することなく農戸成員の持分を決定したところの判決を、一般に棄却しているというのである。というのは、「たとえば、経営を自力で築き、コルホーズで一生涯の間働いた農戸成員が、怠け者 (лодыри) や、あるいは農戸に入ったばかりで未だ何ほどか目立った貢献を経営にもたらしていない者と同じ持分権をもつようなことが正しいといえるだろうか。このようなウラヴネーロフカ [悪平等—引用者] は、現代のコルホーズ生活の諸関係を形成する原理に矛盾する」からである。オリドロガはまた、兵役に在る成員を有する農戸の分離訴訟において、成員の持分を経営に対する貢献度に応じて決定するとした1943年7月の連邦最高裁幹部会の決定⁷⁷⁾、およびこの原則を分割、分離訴訟一般に関連させる1954年9月の同民事部の判決 (ヒミジャンヴィリ対ラリアシヴィリ事件)⁷⁸⁾をあらかじめ引用しておき、ウクライナの立場が、連邦最高裁の与えた方向づけに依拠するものであることを強調している。こうして彼女は、新しい土地法典の草案に、持分平等原理ではなく、「労働参加度原理」(принцип трудового участия) を盛り込むべきことを結

71) 本稿で使用したテキストは、Гражданский кодекс РСФСР. М., 1954. である。邦訳は、前掲『ソヴェト社会主義共和国連邦民法関係法令』, 5-159頁, を参照した。

72) СУ РСФСР. 1927, №. 32, ст. 213.

73) 前年にルスコルは、農戸成員とコルホーズの関係を持続させ、前者の帰村を容易にするため、6年規定を擁護していた(Рускол. Указ. ст., стр. 47-48)。

74) М. Оридорога. О размерах долей имущества членов двора.—《Соц. законность》, 1958, №. 2, стр. 25-27.

75) 註(50)本文を参照。ポリャンスカヤが36年憲法に「ただ最初、序でにしか」触れず、反対に22年の土地法典や地方的慣習等に「詳しく」言及し、35年の模範定款には「一語も触れない」ことを早い時期から批判していたのが、イ・ヴェ・パヴロフである(См.《Соц. законность》, 1949, №. 4, стр. 57)。

76) ウクライナには、農業集団化以前から、18歳未満の未成年を土地団体の成員とは認めないといったロシア共和国との違いがあることを念頭に置くべきであろう(См. История государства и права Украинской ССР. Киев, 1976, стр. 262-263)。

77) 《Судебная практика Верховного суда СССР》, 1944 г., вып. 1, стр. 3.

78) 《Судебная практика Верховного суда СССР》, 1955, №. 1, стр. 38-39.

論として主張したわけである。

オリドロガ論文があらわれた『社会主義的適法性』誌の同じ号には、バンキール共和国の公証人ニキーチン (Г. Никитин) の小論文も掲載された⁷⁹⁾。彼は、すでにヴォルコフの述べていた経営不参加期間の問題以外に、なお2点、実定法規間あるいはそれと学説との間の矛盾を衝く。第一に、ポリャンスカヤによれば、婚姻により農戸に入った者は、身分行為登録機関での婚姻登録なしに、農戸成員と認められることになるが⁸⁰⁾、これは、かの1944年7月のソ連最高会議幹部会令の登録婚主義⁸¹⁾に矛盾する。第二に、土地法典第75条は18才未満の未成年に対し農戸分割の請求権を否認しているが、他方、農業アルテリ模範定款第7条は16才以上の者にコルホーズ加入を認めており、コルホーズ員は誰でも副業経営を営む権利をもつから、16才以上の者にも農戸分割の自立的な請求権が認められなければならない。以上がニキーチンの主張であった。

重要なことは、フルンチョフ期にあらわれたこのようなコルホーズ農戸へのいわば現実的批判が、批判の矢面に立たされたポリャンスカヤの旧説撤回、すなわち持平平等原理に対する態度の変更⁸²⁾を強いたただけでもなければ、たんに一過性の現状告発に終わったわけでもなかったということである。提起された諸問題の多くは、多少とも広範かつ継続的な検討の対象とされ、何らかの形でいずれ結着がつけられてゆく。フルンチョフ期には、そうした展開を可能とする現実の諸条件が一定存在していた。それは結局のところ、スターリン批判というソ連社会における不可逆的な歴史過程のなかに根拠を見出すことができるように思われる。第一に、経済と社会の構造的転換である。すなわち、フルンチョフ指導部の登場とともに、「農民に対するしつこい程の敵意」をもって彼らを苛酷な収奪の対象としたスターリン農業体制に終止符を打ち、コルホーズの公共経営での労働を多くの農民にとってパートタイムの仕事から彼らの主たる仕事に変え⁸³⁾、こうしてのちに、農業を重工業化の蓄積源から逆に「経済のその他の部分に対する純然たる負担」に転化させてゆく過程の端緒が拓かれる⁸⁴⁾。この過程は同時に、農業法制の整備、体系化を進めてゆく過程でもあった。コルホーズ法学、土地法学の振興とコルホーズ法、土地法の法典化の課題は、フルンチョフ時代の初期から提起されており⁸⁵⁾、とくに第20回党大会後、1956年3月の党・政府決定が、各コルホーズに対し、その定款に定めた屋敷付属地区画の面積や農戸の所有する家畜頭数のノルマを自主的に（とはいえ縮減の方向で）改訂する等の権限を与えて以後

79) Г. Никитин. Правоотношения между членами колхозного двора.—《Соц. законность》, 1958, №. 2, стр. 58-59.

80) Полянская. Указ. соч. (1948), стр. 4, 45.

81) Сборник законов СССР и указов Президиума Верховного Совета СССР 1938 г.-1961 г., М., 1961, стр. 718-720.

82) Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 74. ただし彼女は「現行法の枠内での原理の変更は不可能」とする。註(146)本文を参照。

83) ロシア共和国に関するデータによれば、コルホーズの公共経営が与える所得は、スターリン時代末期に、個別経営からの所得の約半分でしかなく、58年に至って後者に接近し、ようやく64-65年にそれを若干上回った (См. Арутюнян. Указ. соч., стр. 127-128: Народное хозяйство СССР в 1982 г., М., 1983, стр. 386: Wädekin, op. cit., pp. 193-194)。

84) 以上、ノーヴ、前掲訳書、366, 443, 447-448頁、による。

85) 《Сов. гос-во и право》, 1955, №. 1, стр. 3-9.

は⁸⁶⁾、35年の農業アルテリ模範定款が以前の法的意義を失うことになり、新しい模範定款の制定が検討され始める⁸⁷⁾。そして、MTCの改組を提議した58年2月の党中央委員会総会が、同時に、模範定款に対して必要な改訂を施すことを正式に決定するに至るのである⁸⁸⁾。法学者の活動も活発となった⁸⁹⁾。もっとも、定款改訂のために翌年初めの開催を予定された第3回全連邦コルホーズ員大会は、実際には招集されていない⁹⁰⁾。58年以後、国家の農業管理機構はめまぐるしい変遷を重ねていた⁹¹⁾。新定款の作成を要求する声は非常に根強かったようである⁹²⁾。しかし、61年10月、第22回党大会においてソ連共産党の新綱領が採択されたのち、フルシチョフによって、新定款の作成は来るべき新憲法の制定の後と言明される⁹³⁾。ようやく64年2月になって、党中央委員会総会が農業生産の集約化と土地利用、経営組織の改善を提起し⁹⁴⁾、模範定款の改訂を如上に載せるかに見えたが⁹⁵⁾、それを待つことなく同年10月にフルシチョフは解任され、結局、その具体的作業の本格化は、ブレジネフ指導部の登場を俟たなければならなかった⁹⁶⁾。しかしながら、コルホーズ農戸法の諸問題は、以下に述べる民法典の編纂とも関連して、この間一貫して論議され続けたのであって、その内容も、コルホーズ農戸とその個別的所有の法的地位に関する理論的研究⁹⁷⁾から、コルホーズ農戸概念、そこにおける成員権(членство)の要件、農戸共有財産と成員個人財産の区分法、すでに触れた農戸財産における成員持分の決定規準、さらにはこれらを規制すべき立法の形態等に関する具体的提案に至るまで、実に広い範囲にまたがるものであった⁹⁸⁾。

第二に、「スターリン個人崇拜」の批判を開始した第20回党大会以後、いわゆる社会主義的適法性路線が展開されるという条件である。それは、不可欠の前提条件として立法の体系化を要請するが、その事業が、58年に始まり60-70年代と続く「嵐のような」法典化の過程のなかで実現されてゆく⁹⁹⁾。民法の領域では、57年2月の法律(憲法第14条の改

86) КПСС. т. 7, М., 1971, стр. 185-188.

87) 《Сов. гос-во и право》, 1956, №. 8, стр. 129.

88) КПСС. т. 7, стр. 322. ウクライナでは59年に法学者等の作成した模範定款草案が発表され、コルホーズ議長層も加え審議されている(《Правоведение》, 1961, №. 1, стр. 183, 185).

89) 《Сов. гос-во и право》, 1958, №. 9, стр. 128-131.

90) ノーヴ, 前掲訳書, 410頁。シンは、1960年頃、モスクワで、コルホーズ員大会招集の日取りが「国家秘密」だと聞かされたという(Shinn, op. cit., 620).

91) ノーヴ, 前掲訳書, 439-440頁。

92) 法律(実務)家の側からの提言としては、《Сов. гос-во и право》, 1961, №. 1, стр. 47-51; 1962, №. 2, стр. 110-114. など。註(93)の文献も参照。

93) 《Правда》, 1961, 25 декабря, стр. 3; 1962, 11 марта, стр. 4.

94) КПСС. т. 8, М., 1972, стр. 481, 489.

95) См. 《Сов. гос-во и право》, 1964, №. 4, стр. 10-12.

96) 模範定款改訂問題については、福島正夫「ソヴェト法入門. §11」, 『法学セミナー』1960年3月号, 54-55頁, 稲子恒夫『ソヴェト法入門』, 法律文化社, 1965年, 93-102頁, も参照。

97) 稲子恒夫「ソヴェト農村家族における世帯財産共有制」, 『法政論集』(名大)第11号, 1958年, 18-19頁, 福島正夫「ソヴェト法入門. §7」, 『法学セミナー』1959年11月号, 41頁, 直川誠蔵, 前掲論文, 183-186頁, を参照。

98) 筆者が目を通した限りでも、フルシチョフ期にコルホーズ農戸の問題に関連した著作は、論文も含め40点以上を数える。

99) 稲子恒夫, 前掲書, 16-24頁, 藤田勇「第20回党大会と社会主義的適法性路線の展開」, 『現代社会主義—その多元的諸相』, 東京大学出版会, 1977年, 139-142頁, 藤田勇他『ソヴェト法概論』, 有斐閣, 1983年, 57-62頁, を参照。

正)¹⁰⁰⁾によって、連邦レベルでの基本原則の草案作成作業が開始され¹⁰¹⁾、60年7-8月の草案公表¹⁰²⁾と、主に各級ソヴェト、司法検察・学術諸機関における審議とを経て、61年12月、「ソ連邦・連邦共和国民事立法基本原則」¹⁰³⁾の成立をみる¹⁰⁴⁾。他方、連邦共和国レベルの民法典編纂も、57年2月の法律の公布後ただちに開始され、基本原則の採択ののちに本格化するが、これも基本原則とほぼ同様の審議経過を経て、63-64年に各共和国民法典が成立する¹⁰⁵⁾（たとえば「ウクライナ共和国民法典」¹⁰⁶⁾は63年7月、「ロシア共和国民法典」¹⁰⁷⁾は64年6月の採択）。コルホーズ農戸については、そのソヴェト法の体系に占める位置について論争があり、農業アルテリ模範定款の改訂論議のなかでは、それをコルホーズ法の一制度とし、模範定款に「コルホーズ農戸」の章を新設するよう提案する意見が多かったのであるが¹⁰⁸⁾、同時に、コルホーズ農戸の法的地位の多面性と関連法部門の多様性（民法、土地法、模範定款）を承認する立場もあり¹⁰⁹⁾、加えて、先にみたヴォルコフの提起に連なる積極的な民法、家族法諸規範の適用論も抬頭して（なお後述）¹¹⁰⁾、結局、61年の基本原則と63-64年の各共和国民法典は、コルホーズ農戸の個別的所有権に関するソヴェト民法史上初めての諸規範を含むことになった¹¹¹⁾。すなわち、民事立法基本原則第27条は、コルホーズ農戸の財産を全成員の共同所有（合有）とし（第1項）、副業経営、住宅、家畜、小農具等のその客体の範囲を明らかにし（第2、第3項）、それとともに第25条第4項において、農戸共有財産が成員の個人的所有となりえないことを定めた。また各共和国民法典は、基本原則第27条第4項にもとづき、農戸財産の占有、利用および

100) 《Ведомости Верховного Совета СССР》, 1957, №. 4, ст. 63.

101) См. 《Сов. гос-во и право》, 1962, №. 2, стр. 5.

102) 《Сов. гос-во и право》, 1960, №. 7, стр. 3-22: 《Соц. законность》, 1960, №. 8, стр. 4-20: 《Сов. юстиция》, 1960, №. 7, Спец. прил.: 《Вопросы экономики》, 1960, №. 8, стр. 3-22.

103) 《Ведомости Верховного Совета СССР》, 1961, №. 50, ст. 525. 邦訳は、『法政論集』（名大）第30、第31号（ともに1965年）の稲子恒夫訳を参照した。なお、藤田勇（『法律時報』第34巻第8号）、稲子恒夫（『比較法研究』第23号、また、前掲書、117-121頁）両氏の解説を参照。

104) 民事立法基本原則の制定経緯については、註（103）のほか、以下も参照。福島正夫「ソヴェト法入門」§6, 『法学セミナー』1959年9月号、36-37頁: 《Известия》, 1961, 9 декабря, стр. 9.

105) Cf. Ye Fleishits, A. Makovsky, *The Civil Codes of the Soviet Republics* (Moscow, 1976), pp. 15-16.

106) 本稿でのテキストは、Сборник законов Украинской ССР. том II, Киев, 1980, стр. 3-128.

107) 本稿で使用したテキストは、《Сов. юстиция》, 1964, №. 13-14, стр. 4-57. に掲載のもの。邦訳は、『法務資料』第392号、1965年（宮崎昇訳）、および『北大法学論集』第16巻第1号、1965年—第21巻第4号、1971年（五十嵐清・佐保雅子訳）、を参照した。

108) См. Рускол. Указ. ст., стр. 48: 《Сов. гос-во и право》, 1958, №. 9, стр. 130; 1962, №. 2, стр. 111: Г. А. Аксененок. XXI съезд КПСС и проблемы законодательства о колхозах.— В кн.: Вопросы колхозного права на современном этапе. М., 1960, стр. 32-33: А. М. Каландадзе. Колхозно-правовые институты в период развернутого строительства коммунизма.—《Вестник Ленинградского ун-та》, Серия экономики, философии и права, 1960, вып. 4, стр. 110.

109) В. К. Григорьев. Колхозный двор и кодификация законодательства о колхозах.—В кн.: Вопросы кодификации законодательства о колхозах. М., 1959, стр. 140-141.

110) 註（123）（125）（146）（156）（162）（166）の文献を参照。

111) См. 《Сов. юстиция》, 1964, №. 13-14, стр. 2: Г. К. Матвеев. Вопросы личной собственности в ГК УССР.—《Сов. гос-во и право》, 1965, №. 6, стр. 97: Научно-практический комментарий к ГК РСФСР. стр. 139.

処分、ならびに農戸の分割、分離手続きについて一応詳しい規定を与えている¹¹²⁾（ロシア共和国民法典第126-133条、ウクライナ共和国民法典第120-126条、その他）。こうして、農業アルテリ模範定款の改訂が遅れるなかで、この時期は、民法の領域においてコルホーズ農戸に関する立法の体系化が進んだのである¹¹³⁾。

とはいっても、フルシチョフ期のコルホーズ農戸批判には、スターリン時代と連続する要素も否定はできない。既にみたように、オリドロガは、農戸成員の持分決定における労働参加度原理の第一義性を主張して、43年7月の連邦最高裁決定に言及していた。この種の判例はスターリン時代末期に定着しつつあったようであるが¹¹⁴⁾、さらにフルシチョフ期に入って、これまたオリドロガの引用する54年9月の最高裁民事部判決においてスターリン時代の判例が継承され、とりわけ50年代の末から、オリドロガを筆頭に労働参加度原理を支持する見解、解説が相次いであらわれるのである¹¹⁵⁾。しかも労働参加度原理の主張は、たんにそれを労働能力ある農戸成員に適用するだけでなく、子供を含む成員一般に適用されることを主張する見解や、さらには経営に対する親の参加度によってその未成年の子の持分を決定する判例、またこれを支持する学説まで生み出した¹¹⁶⁾。しかしながら、労働参加度を考慮する持分決定の歴史は非常に古い。それは革命前の農民慣習法

- 112) たとえば、先に触れた持分権の喪失を招く経営不参加期間は連続3年間に短縮となり（ロシア共和国民法典の第132条、ウクライナは126条）、農戸分割の請求権を有する者は成年の、しかもコルホーズ員に限定された（各々、第131条第2項、第125条第2項）。註(35)本文も参照。
- 113) その他、民事訴訟法の分野でも重要な規範が確立されたことに注目すべきであろう。61年の「ソ連邦・連邦共和国民事裁判手続基本原則」（《Ведомости Верховного Совета СССР》，1961，№. 50，ст. 526。邦訳は、『ジュリスト』第246号，1962年，55-64頁，染野義信訳，を参照した）は、第57条第2，第3項において、農戸財産に対する成員の持分を裁判所が差押える可能性を明確に定め、この点、農戸財産を成員個人の債務の支払いに充てることを不可とした22年のロシア共和国土地法典（第71条）と対照的である。なお以下の文献も参照。Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 52, 76-78; Shinn, op. cit., 617.
- 114) См. 《Судебная практика Верховного суда СССР》，1949，№. 1，стр. 33-34 (дело по иску Керимовой к Керимову): Е. И. Коваленко. Правовое регулирование раздела и выдела имущества колхозного двора.—《Уч. зап. Пермского гос. ун-та》，том XIX，вып. 6，Юр. науки，1961，стр. 157: В. П. Никитина. Имущественные отношения в колхозном дворе. Саратов, 1970, стр. 105-106.
- 115) См. Н. П. Волошин. Разделы и выделы в колхозном дворе. М., 1958, стр. 45-50: он же. О праве личной собственности колхозного двора.—《Сов. гос-во и право》，1959，№. 3，стр. 69-71: он же. Указ. соч. (1961), стр. 135-140: 《Соц. законность》，1958，№. 11，стр. 72: Н. Б. Новицкий, П. Е. Орловский (ред.). Советское гражданское право. том I, М., 1959, стр. 349: Коваленко. Указ. ст., стр. 156-160, 165: он же. Из судебной практики по делам о разделах и выделах в колхозном дворе.—《Сов. юстиция》，1963，№. 20，стр. 13: Трухин. Указ. ст., стр. 45: Б. Лисковец. Новое гражданское законодательство и регулирование имущественных отношений в колхозном дворе.—《Сов. юстиция》，1962，№. 6，стр. 13: он же. Имущественные разделы и выделы в колхозном дворе. М., 1963, стр. 33, 37: А. А. Рускол и Б. А. Лисковец. Колхозное право. М., 1963, стр. 141-142: Пятницкий и Раюнец. Указ. ст., стр. 114-115: И. В. Павлов, М. И. Козырь и др. Правовые вопросы сближения колхозной и общенародной собственности. М., 1963, стр. 311-312. なお、このような労働参加度原理の強調は、次に述べる子供の持分決定規準の主張とあわせ、わが国で「均分原則の消滅」と紹介されたことがある（稲子恒夫「ソビエト法における個人財産と家族」、『法律時報』第33巻第9号，1961年，47頁）。
- 116) 後者の判例、学説については、以下を参照。《Сов. юстиция》，1958，№. 8，стр. 77: Б. А. Лисковец.

にも部分的に存在しており¹¹⁷⁾、ネップ末期には、前述の農業・司法両人民委員部共同訓令¹¹⁸⁾がその第26条において取り上げたものであって¹¹⁹⁾、とくにスターリン時代になってから、ウラヴニエロフカ批判のなかで発明されたものとはいえないのである。この意味で、フルシチョフ期における労働参加度原理への注目も、「物質的関心の原則」とか「労働に応じた分配」というこの時期の一般的な政策基調に鼓舞されたものであり、そのようにしてこの古い原理が新しい意義を獲得できたものと考えられる。したがって、後述するように、フルシチョフ期にあっては、同じように労働参加度原理を説きながらも、そのなかに、労働参加度原理固有の主張（オリドロガなどはそれに近いように思われる）というより、むしろ、コルホーズ農民と労働者、職員の漸次的な地位の接近という新しい角度から、付随的に労働参加度原理を承認してゆく見解があらわれているのである。

以上のような現実の諸条件を与えられて、コルホーズ農戸に関する研究は進展した。農民農戸法の調査研究において、フルシチョフ期は、農奴解放後の時代、ネップ期に次いでユニークな地位を占めているように思われる。コルホーズ農戸の法理論的研究や、農戸分割と財産分離の判例研究の面で、この時期は総り多い成果をもたらしている。とはいえ、いわば現代の改良された農民慣習法ともいうべき¹²⁰⁾新民法典の農戸所有権諸規範の立法府における審議・作成過程、およびそのフルシチョフ期のコルホーズ農戸研究との関係については、公刊資料のうえで不明の点が多い。したがってここでは、まず、61年採択の民事立法基本原則の草案審議過程にあらわれた諸見解を素材として、フルシチョフ期に登場する現代的なコルホーズ農戸批判の検討に入っていくことにしたい。

О судебной практике по делам об имущественных разделах и выделах в колхозном дворе.—《Сов. гос-во и право》, 1958, №. 11, стр. 113-114: он же. Указ. соч., стр. 38. ここに挙げた2番目の文献では、生後4カ月の赤坊にも均等な持分を認めた判例が問題とされている。なお、この時期の労働参加度規準の弥漫について、2点ほど付け加えると、まずウクライナの動向について、先にオリドロガの伝えていた労働参加度原理による持分決定が、その後も、新民法典の施行時に至るまで続けられたことが知られている（Кузьменко. Указ. соч., стр. 25）。また家族法の領域でも、したがって労働者、職員の家族に関しても、この時期、夫婦共有財産の分割にあたって、同様に労働参加度原理に依拠して夫婦の持分を決定するような判例がみられるようになったという（А. И. Пергамент. Раздел общего имущества супругов.—В кн.: Научный комментарий судебной практики по гражданским делам за 1964-1965 гг., М., 1966, стр. 89-90）。

117) См. Н. Калачов. Юридические обычаи крестьян в некоторых местностях. статья 1-я.—В кн.: Архив исторических и практических сведений, относящихся до России. кн. 2-я, СПб., 1859, стр. 21-22; С. В. Пахман. Обычное гражданское право в России. том II, СПб., 1879, стр. 5-6; О. А. Хауке. Крестьянское земельное право. М., 1914, стр. 187-188. 前掲拙稿, 122頁, も参照。

118) 註(72)を参照。

119) ダニロフはこれを肯定的に評価する（Данилов. Указ. соч., стр. 254）。

120) とはいえ、ロシア共和国の新民法典第560条（コルホーズ農戸の相続における特例）および第130-133条（農戸財産の分割と分離、成員の持分権喪失の事由）が、19世紀後半のロシアにおける農民慣習法研究の諸結論を「ときにはば逐語的に繰り返す諸規範」であるとする見方は、なお正確を期す必要があるものと思われる。たとえば第133条（コルホーズ農戸消滅時の財産分割）などは、コルホーズのソフホーズへの改組等と関連するソヴェト法史のうえでも新しい規範である（Cf. Rene Beerman, "Prerevolutionary Russian Peasant Laws", In W. E. Butler ed., *Russian Law: Historical and Political Perspectives* (Leyden, 1977), p. 191). 註(136)以下の本文を参照。

すでに述べたように、60年6-7月に民事立法基本原則の草案が公表されたとき¹²¹⁾、注目すべきことに、それはコルホーズ農戸とその成員の所有権に関する規定を含んでいた。第24条と第25条がそれである（それぞれ最終テキストの第27条と第25条第4項にはほぼ対応）。これはソヴェト民法史上初めての試みであって、当然のことに、それを「たいへん素晴らしい」と評価する民法学者、科学アカデミー準会員オルロフスキイ（П. Орловский）のような賛成論¹²²⁾とともに、その削除あるいは根本的修正を要求する反対論をも巻き起した。まず、エロシェンコ（А. Ерошенко）等は、草案第24条が農戸財産を全成員の合有と規定したことに反対した¹²³⁾。彼らはいう。——全農戸成員の合有権の規範は、未成年を含む全成員が自立的な農業経営を営んでいた集団化前の個人農の時代に成立したものであって、今日、コルホーズ員の子供がすべて就学し、農村に住む労働者、職員の子供以上に家業（домашнее х-во）に参加するわけでもなく、しかもコルホーズ農戸の副業経営が、しばしば労働者、職員のそれと同規模であるような現状では¹²⁴⁾、根拠が失われている。したがって、草案第24条を修正して、農戸財産を経営参加者のみの共有（общая собственность）とし、共同所有者の持分は農戸財産の形成に対する貢献度に応じて決定するよう定めるべきである¹²⁵⁾、と。次に、ヴィデネーエフ（М. Виденеев）の場合は、草案第24、25条の挿入自体に反対する。彼によれば、コルホーズ農戸は死滅しつつある概念（понятие отмирающее）である。なぜならば、公共経営が発展し、副業経営が放棄されつつあるコルホーズが増えており、またその成員に土地区画を供与できない「都市コルホーズ」も「多数」あって、そうしたところでは、「コルホーズ家族」はコルホーズ農戸としての特殊性を失っている。したがって基本原則では、コルホーズ家族の法的地位を民法の一般的規範によって規制することを定めるべきである。これがヴィデネーエフの提案であった¹²⁶⁾。類似の主張はトルマーチ（А. Толмач）にもみられる。彼によれば、副業経営は、コルホーズ家族の家計においてきわめて僅かな比重しか占めておらず、それはさらに低下する傾向にあるという。そして、コルホーズ生産の発展によってコルホーズ所有の全人民的所有への漸次的成長が進む以上、コルホーズ員の家族の財産関係を、労働者の家族のそれと別途に規制する必要はないとして、トルマーチは、ソヴェト民法の規制対象を定めた第2条（最終テキストも同じ）にその旨を明記することを、第24、25条の全面削除とともに求めた。

これらのコルホーズ農戸批判は、その性格をどのように理解すべきであろうか。その背景は少なくとも第20回党大会まで遡るものであろう。この大会は、コルホーズ員の所得を、なによりも公共経営から得られる所得の増加によって大幅に引上げることが決定している¹²⁷⁾。そしてこの決定には今ひとつの重要な含意があって、それは、先に触れた大会直

121) 註(102)を参照。

122) 《Сов. юстиция》, 1961, №. 3, стр. 7.

123) 以下、『ソヴェト司法』誌編集部に寄せられた基本原則草案に対する投稿論文の要約紹介による（《Сов. юстиция》, 1961, №. 2, стр. 19）。

124) 註(154)本文を参照。

125) エロシェンコ等は同じ頃、独自にも論文を発表している（《Соц. законность》, 1961, №. 2, стр. 4）。

126) ヴィデネーエフの使っている用語等について、註(162)以下の本文を参照。

127) КПСС. т. 7, стр. 159. なお、大崎平八郎、前掲書、295-296頁：Wädekin, op. cit., pp. 263-264. も参照。

後の56年3月の党・政府決定が、公共経営の強化によって、コルホーズ員の個別経営とそこから得られる所得とが「真に副次的な(подсобное)意味をもつ」ようにしなければならないと述べたときに判明するのである¹²⁸⁾。スターリン時代のコルホーズ体制の本質的な欠陥が、いまや問題とされていた。そして59年2月の第21回党大会において、コルホーズ体制の新しい発展の方向づけが、社会全体の、すなわちスターリン時代と訣別しようとするソ連社会の新たな将来展望のなかで定式化されてゆく。それは、ソ連が「共産主義の全面的建設期」に入ったとし、コルホーズ体制の将来についても、コルホーズ生産の社会化水準が高まるにつれ、その所有が全人民的所有に接近し、コルホーズ員の副業経営は漸次的にその意義を失ってゆくだろうとするものであった¹²⁹⁾。この第21回党大会の路線は、のちに61年のソ連共産党新綱領¹³⁰⁾のなかで理論上、さらに楽観的、急進的な再定式化を受けとることになり、すべては、ソ連において共産主義社会が基本的に建設されるとみなされた1980年に照準が合わされてゆく¹³¹⁾。コルホーズ農戸に関する論議も、こうした全国家的な路線と農業政策の影響を受けて展開されるという一面をもつ。

と同時に、このような政策展開と密接に関連して、法学者の看過しえない農村社会の新しい問題が、いよいよ明確な姿をとってくる。それは、大都市近郊に始まり、農村地域に広がってゆくコルホーズ農民と労働者、職員との混住という現象であって、ポリャンスカヤが早い時期に注目した「混合農戸」(смешанный двор)も、そのひとつのあらわれであった¹³²⁾。それはまた、次のような状況をも生み出している。ヴォローシン(Н. П. Волошин)はいう。——「農村地域では、隣同士の子供たちが一緒に育ち、一緒に学校に通い、家では同じように経営で応分の仕事をおこない、しかもその経営たるやほとんど違うところがなく、にもかかわらず、一方の子供の親がコルホーズで働き、他方の親がソフホーズ、機械修理所、あるいは他の国営の企業、組織で働くというだけで、子供たちの財産権が、それぞれの親の家族で少しも同じでないという光景がしばしばみられる」¹³³⁾。と。このような事態は、農村住民、とくに若者の間に、疑惑や不満を生み出したようである¹³⁴⁾。しかも、こうしたコルホーズ農民と労働者、職員の混住は、ますます進行する運命にあった。たとえば МТС の機械修理所への改組は、たしかに多くの機械手、トラクター運転手の離村に結果したかもしれないが¹³⁵⁾、少なくとも一部において、上述の混住に類似した状況と問題をもたらしたことであろう。とりわけ、コルホーズのソフホーズへの転換¹³⁶⁾が

128) КПСС. т. 7, стр. 186: Cf. Wädekin, op. cit., pp. 264-265.

129) КПСС. т. 7, стр. 387, 388, 399, 437.

130) この新党綱領は、民事立法基本原則草案の審議中(61年7月)にその草案が公表され、基本原則公布の約1カ月前(同年10月末)に採択されている。

131) КПСС. т. 8, стр. 245, 259.

132) 農村に居住しながら、「本質的には都市の家族である」ような「大量」の労働者、職員家族については、早い時期にゲンキンの指摘がある(Д. М. Генкин. Право личной собственности в социалистическом обществе.—《Труды научной сессии ВИЮН 1-6 июля 1946 г.》, М., 1948, стр. 56)。「混合農戸」については以下のポリャンスカヤの著作を参照。Полянская. Указ. ст. (1947), стр. 23: она же. Указ. соч. (1948), стр. 17.

133) Волошин. Указ. ст. (1959), стр. 71.

134) Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 75: См. Козырь. Указ. ст. (1981), стр. 44.

135) ノーヴ, 前掲訳書, 438頁。

136) 中山弘正『現代ソヴェト農業』, 東京大学出版会, 1976年, 95-99頁, また註(27)も参照。

重要であった。この場合、ヴォロシンが書いていたような隣の家同士だけでなく、隣の村同士でも、適用法規範の著しい区別が生じうるのである。もっとも、この区別を耐えがたいものとした原因のひとつは、農村のこの新しい動向に対して法的規制の改善が立遅れたことであった。というのは、コルホーズのソフホーズへの転換にともない、コルホーズ農戸の地位が労働者、職員の経営に移行した場合、旧農戸財産を労働者、職員個人、あるいはその夫婦の財産とみなして、その相続を認めるような裁判所の判決および公証機関の実務が、長い間、一般的におこなわれていたからである¹³⁷⁾。旧農戸共有財産の法的地位のかくも急激な変更は、混乱を深めるだけであつたらう。のちに63-64年の新民法典はこの点を是正し、旧農戸時代に形成された農戸財産を農戸消滅時の全成員の合有と認め、その分割はコルホーズ農戸の分割と同一の手続きでおこなわれることを定めている（たとえば、ロシア共和国民法典第133条、ウクライナ共和国民法典第125条第3項）。これは、モスクワ州裁判所の先駆的な判例の法規範化であつて¹³⁸⁾、これにより混乱はいくらか減少したものと考えられる。しかし農村住民の間で、彼らの家族の財産関係を規制するために2種類の法規範が別々に適用されるという根本問題は依然として未解決である。コルホーズ農戸の個別的所有権と労働者、職員の個人的所有権の「市民的方向に向っての一元化」が望まれた所以であつた¹³⁹⁾。

さきにみた56年のヴォルコフの論文は、以上のような政策と現実の始動期に、それらに適合的な農戸制度の変革を模索した先駆としての側面を認めることができる。そして彼の提起を承け、さらに第20回党大会以降の決定に依拠しながら、コルホーズ農戸に対する新しい観点が登場してくる。まず、77年の問題提起者ポリャンスカヤである。旧説を撤回した彼女の新たな現状認識と理論展開はなかなか複雑であつた。すなわち彼女は、一方において53年8月以降の農業税の引下げと農産物買付価格の引上げ、また義務供出の削減と58年からのその全廃といったフルンチョフ期前半の副業経営政策¹⁴⁰⁾が、コルホーズ農戸の副業経営をいっそう発展させる条件をつくっていることを正確に指摘する¹⁴¹⁾。と同時に彼女は、他方において第20回党大会と56年3月の決定を引用しつつ¹⁴²⁾、コルホーズ員の公共経営からの所得が増加していることに注意を向け、「公共経営がコルホーズ員に基本的な生活手段を提供しているコルホーズ」では、コルホーズ農戸の所有の源泉が、基本的に、個人別に（индивидуально）支払われる公共経営の労働となっており、しかもコルホーズ農戸における労働者、職員メンバーの存在は（いわゆる「混合農戸」の場合）、

137) Научно-практический комментарий к ГК РСФСР. стр. 152.

138) Полянская. Указ. соч. (1948), стр. 18: Б. Лисковец. Изменение правового положения имущества колхозного двора при преобразовании колхоза в совхоз.—《Соц. законность》, 1960, №. 9, стр. 30-31.

139) 福島正夫「ソヴェト法入門. § 7」, 42頁。

140) См. И. Глотов. Принцип материальной заинтересованности—рычаг мощного подъема сельского хозяйства.—《Коммунист》, 1954, №. 1, стр. 81-82: И. В. Павлов. Колхозный двор и его правовое положение. М., 1954, стр. 39-45: 大崎平八郎, 前掲書, 293-294頁: ノーヴ, 前掲訳書, 398, 407頁: Wädekin, op. cit., pp. 247-259, 268-273.

141) Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 40-41.

142) Там же, стр. 41-42. Полиャンスカヤは第21回党大会決定に触れない。たんに執筆が大会前であつたためかもしれないが、別の可能性も考えられる。註(145), および註(155)本文を参照。

143) 以上, Там же, стр. 67-68.

農戸財産に対する貢献のこの「個人化」(индивидуализация)を促進している、と把握する。以上の認識から導き出される中間的な結論は、コルホーズ農戸のウクラードが、共同労働を基礎とする個人農の農戸よりも、むしろ家庭副業を営む労働者、職員の家族のウクラードに近いというものであった¹⁴³⁾。他方、この農村の労働者、職員層の動向に非常に強い関心を示すのも、彼女の見解のきわだった特徴であった¹⁴⁴⁾。すなわち、上述の副業経営政策は、労働者、職員の家庭副業をも助成するものであり、しかも彼らは農村地域で大きな社会層を形成し、コルホーズ農民との混住、「混合農家」化が進行している。ポリャンスカヤにとって、労働者、職員の家庭副業助成策は重大な意味をもった。それは、「コルホーズ農戸の個別的所有の将来を深く考えることを強いるものであり、というのも、コルホーズ農戸の副業経営と労働者、職員の家庭副業(домашнее х-во)との経済的接近があまりにも顕著となっており、それゆえ、現行法の定める両経営の成員間の財産関係における鋭い区別があまり根拠あるものでなくなっているからである」¹⁴⁵⁾。彼女の最終的な結論は次の通りであった¹⁴⁶⁾。——22年の土地法典による農民農戸の所有の隅の柱石は、全農戸成員によるその持分不確定の(бездолевая)合有と、分割に際しての財産持分の平等であるが、上に述べたコルホーズ農村の新しい諸条件のもとでは、それらは悪用されることになり、また物質的関心の強化という党の方針にも反する。したがって、36年憲法第7条の定める副業経営の枠内で、コルホーズ農戸と労働者、職員の家族とに単一の法制度(核家族の農戸に家族法の夫婦所有の制度、複合家族の農戸に民法の持分共有〔общая долевая собственность〕の制度)を適用することが、最も首尾一貫した解決であろう。しかし、このような一元化をすぐに図るべきか、それともコルホーズ農戸と労働者、職員家族の法制度を漸次的に接近させてゆくべきかは、問題の研究によらなければならない。第一に、コルホーズの実態と裁判所の判例等を綿密に分析しなければならない。第二に、連邦共和国、とくに農戸分割の請求権を原則として6年以上農戸で働いた者にしか認めないペロロ

144) コルホーズ員と労働者、職員双方の副業経営に対処するこうした等しい関心の持ち方という点で、ポリャンスカヤの先駆性は明白であろう。たとえば経済学者の間では約10年後になっても両者の研究に関し通例はつきりとした分業関係が形造られており、そのことが批判されるような状況である(См. Л. Калинин. О личном подсобном хозяйстве при социализме.—《Вопросы экономики》, 1968, №. 11, стр. 52)。

145) Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 42. 皮肉なことにポリャンスカヤがこのような考察を展開し始めた頃、副業経営政策はその制限の方向に転回し、しかもその際の主要攻撃目標はソフホーズ労働者、職員の副業経営であった(Wadekin, op. cit., pp. 281-286)。53年9月に「家畜を個人的に所有することを労働者、職員の恥と考えるような偏見をなくす必要」について語ったフルシチョフ(《Правда》, 1953, 15 сентября, стр. 2)も、62年刊行の演説集からはこの文言を削除し(См. Н. С. Хрущев. Строительство коммунизма в СССР и развитие сельского хозяйства. т. 1, М., 1962, стр. 32),さらにはレーニンまで持ち出して——おそらくは、ソヴェト農場の創設期に、その労働者、職員に対して個人経営をもつ権利を否定した1919年3月の「社会主義的土地整理規程」第46条(См. Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам. т. 1, М., 1967, стр. 115)について、それを原則的に擁護した戦時共産主義期のレーニンの発言(В. И. Ленин. Полное собрание сочинений. изд. 5-е, т. 38, М., 1969, стр. 27-30. 邦訳『レーニン全集』第29巻, 大月書店, 1958年, 30-32頁)が考慮されているのであろう——ソフホーズ労働者の副業経営に反対するようになる(《Правда》, 1962, 11 марта, стр. 4)。

146) 以下, Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 67-68, 79-80. による。

シア（23年の同共和国土地法典第73条註2）の経験¹⁴⁷⁾、第三に、他の社会主義諸国¹⁴⁸⁾、とくにソ連のコルホーズ農戸に財産組織が最も近いアルバニアの法制度をよく研究しなければならない、と。

このような研究課題の提示にみられる慎重さにもかかわらず、59年におけるポリャンスカヤのこの主張は、以前以後の彼女の立場から余りにも懸け離れており、やはり先を急ぎ過ぎているというべきであろう¹⁴⁹⁾。そこには、56年3月の決定等に引き摺られて、コルホーズ農戸の個別経営の役割低下の趨勢を現実の推移より過大に評価する思考が働いていたように思われる。そもそも彼女が述べているような経営的に強力な先進的コルホーズが、50年代の末にどれほどあったことか。当時は全体として、公共経営の与える所得が、ようやく個別経営のもたらす所得に接近してきた段階であったにすぎない¹⁵⁰⁾。しかしポリャンスカヤは、こういった問題点にまったく無自覚であったとも思われぬ。なによりも、彼女の論理展開の起点には、「農業アルテリは、そしてそれとともにコルホーズ農戸も、その生存を長期にわたって維持する (надолго сохранят)」という根本認識があり¹⁵¹⁾、とすれば、「家族勤労結合体」という彼女のコルホーズ農戸の定義からして¹⁵²⁾、コルホーズ農戸の副業経営についても、彼女は、その「長期にわたる」存続を展望しているわけである。他方で彼女は、農村の労働者、職員層における家庭副業の展開にも深い注意を払っているのであって、コルホーズ農戸と労働者、職員層のこの両者の動向に関する彼女の認識から得られる将来的発展のイメージは、一定些少の純粹に副次的な個別経営を共通に営む一元化されたコルホーズ農民、労働者、職員、すなわち農村居住者たる市民一般のイメージであろう¹⁵³⁾。少なくともこうしたイメージには、のちに触れる副業経営消滅論の入り込む余地はない。ポリャンスカヤの議論は、このように、コルホーズ農戸の経済的地位が労働者、職員の家族のそれに接近するだけでなく、一定のその逆の過程もまた実在しう

147) ポリャンスカヤは、39年の学位論文のなかで、ベロロシアにおける「共同体の欠如」と「異常な土地不足」に関連した20年代のその農戸法制の特殊性を論じ、本文に述べた分割請求権者の限定（未成年に対する請求権の一般的な拒否を含む）や、持分の決定における平等理念の欠落（労働単位の数を規準とする「勤労原理」の支配）、また分与地面積の最小限ノルマの設定とそれを下回る分割の否認、法源としての慣習の拒否等々の諸事情を明らかにしていた（Полянская. Указ. дис. (1939), стр. 333-341）。なお次の文献も参照。История государства и права Белорусской ССР. том 1, Минск, 1970, стр. 274.

148) ソ連以外にも、財産相続の「ドヴォール（農戸）」型規制というべきものが、ルーマニアやアルバニアにもみられる（藤田勇『ソビエト法史研究』、東京大学出版会、1982年、190頁）。

149) 直川誠蔵、前掲論文、185-186頁、を参照。

150) 註(83)を参照。

151) Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 40.

152) ポリャンスカヤの場合、この定義は、59年論文でも（Там же, стр. 51-53）、それ以前（Полянская. Указ. ст. (1941), стр. 52; она же. Указ. ст. (1947), стр. 11; она же. Указ. соч. (1948), стр. 3-7）と以後（本稿の始めに紹介した77年論文を参照）でも一貫している。

153) 約10年後にカーニンは、「コルホーズ員の個別副業経営は、将来的な協同組合的・コルホーズ的所有と全人民的所有との融合に際しても恐らく消滅せず、むしろ労働者、職員の個人副業経営に転化する」と述べ、現在でもこの両者はそれほど異なるところがないとして、用語の点でも「勤労者の個人副業経営」（личное подсобное х-во трудящихся）もしくは「家族の個別副業経営」（личное подсобное х-во семьи）に統一すべきことを提起している（Калинин. Указ. ст., стр. 58）。またドゾールツェフが最近提起している「より一般的な『村農戸』（сельский двор）というカテゴリー」も、これとはほぼ同様の発想ではないかと思われる（См. Дозорцев. Указ. ст., стр. 135）。

ることを示唆しており、この点はこの中に、副業経営が労働者、職員を含め農村住民のあらゆる階層に拡がっていることを指摘し、60年代後半には、コルホーズ員とソフホーズ労働者とが副業経営の規模の点でほとんど差がなくなることに注意を喚起したアルチュニャーン (Ю. В. Арутюнян) の研究によって実証されてゆくように思われる¹⁵⁴⁾。いずれにせよ、その現実からの飛躍のなかにも随所に垣間みることのできるポリャンスカヤの鋭敏な現実感覚と論理構成力からすれば、彼女が第21回党大会の将来展望や、その前後からの強力な副業経営制限政策に馴染まないものを感じたとしても不思議ではない¹⁵⁵⁾。コルホーズ農戸の問題に関する以後77年までの彼女の沈黙が、この時期に始まるというのは、たんなる偶然の一致であろうか。以上のような59年のポリャンスカヤの見解を、一応「コルホーズ農戸の副業経営と労働者、職員の家庭副業との接近」論と名付けておきたい。これが77年のコーズィリの主張の原型である。

ポリャンスカヤの結論をさらに進めて、農戸成員の財産関係にはっきりと民法、家族法の一般的規範を適用すべきことを説いた者に、ロシア共和国最高裁のドブロヴォルスキー (Г. Добровольский) がいる¹⁵⁶⁾。彼は、民事立法基本原則草案の公表を控えた60年初めに、その内容と密接に関連する実践的な問題、つまりコルホーズ農戸の財産関係をいかなる法典で規制すべきか、土地法典か、それとも民法典か、という問題を論じたのであるが、彼によれば、現行の土地法典による農戸法制は、1920年代に分与地の細分化を防止する目的で導入されたもので、今日、農戸にたった1人のコルホーズ員がいるだけで、そのような特殊な立法によって労働者、職員の財産関係まで規制されてしまうのは不合理だという。いわゆる「混合農戸」のひとつの問題点の指摘である。61年になると、さきにみたエロシェンコ等の主張があらわれた¹⁵⁷⁾。その全容は必ずしも明らかでない憾みもあるが、活字となった論旨の限りでは、コルホーズ員と労働者、職員の副業経営の比較や、コルホーズ農戸財産に対する共有権規範の適用の提案など、その立場は、59年のポリャンスカヤのその延長線上にあるように思われる。

時期がやや前後するが、59年に、その一部を先に引用したヴォローシンの興味ある論文が発表されている。彼は、第21回党大会決定が打ち出したコルホーズ農戸における副業経営の漸次的消滅の展望に依拠し、またコルホーズにおける貨幣報酬の増加にも言及しながら、コルホーズ農戸が、その財産構成の点でも、成員の財産関係の面でも、労働者、職員の家族に接近してゆくと論ずる。農戸合有権の客体の減少にともなうその合有権規範の適用範囲の縮小、また消費財に対する成員の個人的所有と夫婦合有の漸次的成長である。

154) См. Ю. В. Арутюнян. Социальная структура сельского населения.—《Вопросы философии》, 1966, №. 5, стр. 56-57: он же. Указ. соч., стр. 129. なおアルチュニャーンは、66年の論文において、同時に、「個別経営が物質的に、つまり所得水準の点でコルホーズ員を労働者に近接させればさせるほど、それは社会的には、彼らをますます労働者から引き離す」と述べているが、しかし彼が明らかにした農村住民の副業経営面での平準化という事実からすれば、少なくともこの引用文後段の「労働者」は、「都市の労働者」と限定されるべきではないかと思われる。

155) 註 (142) (145) (161) を参照。

156) Г. Добровольский. Правовое регулирование имущественных прав колхозов и колхозников.—《Соц. законность》, 1960, №. 3, стр. 13.

157) 註 (123) (125) の文献を参照。

と同時に彼は、副業経営が残る限り、コルホーズ農戸の合有制度も廃棄されることにはならないとし、労働者、職員家族の財産関係の法的規制をただちにコルホーズ農戸に及ぼすことに反対する。ヴォローシンによれば、コルホーズ農戸は「過渡」期を経過しつつあるのである。そしてこの「過渡」期にあることのいわば証として、彼は、個人農の時代に適合的だったとされる全農戸成員の持分平等原理を廃し、子供を含め一般的に労働参加度原理を適用するよう主張する。これが、労働に応じた分配という「社会主義的原理」に相応しい持分決定の方法だというわけであり、また労働者、職員の家族の財産関係を規制する最重要の原理のひとつが、親子別産の原理だからというのである¹⁵⁸⁾。こうしたヴォローシンの見解は、63年に刊行されたパヴロフ(И. В. Павлов)、コズィリ等の共著のなかでも、大部分、繰り返された。彼らもまた、持分の平等から労働参加度規準への「原理の交代」に対し肯定的な態度をとっている¹⁵⁹⁾。ヴォローシンとの違いは、彼らが、未成年に労働参加度原理を適用することに著しく慎重なことである。しかし彼らにとっても、この「原理の交代」は、コルホーズ農戸の財産関係に対して、労働者、職員の家族の財産制度が適用になることを意味するものではなく、コルホーズ農戸と労働者、職員家族の財産関係の接近は、あくまで公共経営から得られる所得の増加と、それにとまらぬ農戸財産中の経営資産の漸次的な比重の低下、つまり農戸所有の客体の漸次的な変化の線に沿って進行するとされる。強調されているのは過程の漸進性であるが、基本的な論旨はヴォローシンと同じであることが明らかであろう。以上のヴォローシン、パヴロフ等の見解は、「コルホーズ農戸の労働者、職員家族への漸次的接近」論と呼ぶことができよう¹⁶⁰⁾。

このヴォローシン、パヴロフ等の見解と先にみたポリャンスカヤの見解とには、ひとつの共通面を指摘することができるように思われる。すなわち彼らは、コルホーズ員が公共経営から得る所得の増加という事実を共通に踏まえ、異なる論理展開によってではあるが、それがコルホーズ農戸の財産関係を労働者、職員家族のそれに接近させることを共通に主張する。この意味で、彼らの見解は、コルホーズの公共経営を真にコルホーズ農民の基本的な所得源に高めようとする先に触れた第20回党大会以来のジグザグではあるが、傾向的には一貫した実践の反映を含んでいた。こうした現実的側面が彼らの見解には存在しており、現実がなお貧弱な限り、それを党・政府諸決定の与える将来展望によって帳らませるのである。しかし彼らは、58-60年の副業経営制限政策の規模、強度や、61年の新党綱領の急進主義を未だ正確に知りえないか、あるいは61年以後にあっても、反副業経営カンパニヤの一定の後退という現実の推移を、多少とも冷めた眼で見ているといえる¹⁶¹⁾。

158) 以上、Волошин. Указ. ст. (1959), стр. 66-71. したがって彼は、親の経営参加度による子の持分の決定には反対する。註(116)を参照。

159) Павлов, Козырь и др. Указ. соч. стр. 314-315. パヴロフにとっては、持分平等原理を「基本的原理」と認めていた数年前までの立場の修正である(См. И. В. Павлов. Колхозное право. М., 1960, стр. 360)。

160) コルホーズ員の家族や個人的所有が、個別経営の漸次的消滅とともに労働者のそれらに接近してゆくことを一般的に、また「遠い未来」の、ないし「今すぐには生じない」こととして論ずるような主張は以前からも存在しており、むしろ常識的といつてよかつたであろう(Cf. Gsovski, op. cit., p. 775 [ここには典拠の誤記があるように思われる]: Глов. Указ. ст., стр. 82)。ヴォローシンやパヴロフ等は、こうした議論を法学者の立場からいささか精緻化し、しかも現実的意義あるものとして捉え直しているわけである。

いふならば、理論上は56年3月の決定か、せいぜい第21回党大会どまりなのである。とはいえ、このような共通面にもかかわらず、ポリャンスカヤとヴォローシン、パヴロフ等との間には、いくつかの重要な見解の相違がある。労働者、職員の家庭副業に対する関心は、ヴォローシン、パヴロフ等にあっては皆無に近い。彼らは、労働者、職員が基本的に副業経営をもたない存在であるとみなし、そのような労働者、職員の経済的地位に向けて、コルホーズ農民が一方的に接近する面を強調する。大都市の労働者、職員のイメージがベースになっているのである。このことに関連して、ポリャンスカヤの場合、コルホーズ農戸の労働者、職員家族への接近の意味内容として、コルホーズ農戸所有の源泉の性格変化（所有の源泉の「個人化」）に力点が置かれ、副業経営の存続可能性の肯定が前提とされる理論構成になっているのに対して、ヴォローシン、パヴロフ等の見解は、農戸所有の客体的変化、つまり農戸経営資産の消失傾向を前面に押し出し、したがってここでは副業経営の消滅傾向こそ自明の前提となる。農戸財産に対する家族法、民法諸規範の適用可能性についても見解が違ふことは、すでに見た通りである。そして、これら両説の相異なる個々の要素を取捨選択し、ひとつの首尾一貫した体系をつくり上げた見解が、次に登場する。

すなわち、ヴォローシンやパヴロフ等の論理展開の一面を押しつめ、ポリャンスカヤの暫定的結論と結びつけたときに出来上る理論の見本を、まずオスィポフ（Н. Т. Осипов）がみせてくれたのである。彼は、「共産主義の全面的建設期」におけるコルホーズの意義と役割を論じた60年の論文のなかで、コルホーズ農戸の「死滅」（отмирание）を説く¹⁶²。その関心は、もっぱら「副業経営の欠落は、コルホーズ農戸にいかなる法的結果をもたらすか」という問題に絞られている。というのも、副業経営がたんに「ごく近いうちに」（в ближайшем будущем）不要となるからだけでなく、現に、屋敷付属地フォンドがなく、あるいは僅少な「数十」の「都市コルホーズ」（городские колхозы）が存在しており¹⁶³、また近年、副業経営をもたない大量の労働者、職員がコルホーズに加入したため¹⁶⁴、この問題は「今日、すでに実質的な意味をもっている」からだという。彼の論点は、農戸の所有の客体に集中される。すなわち、副業経営とそれに必要な農戸財産の消失とともに、コルホーズ農戸は、自立的な権利主体たることをやめ、たんなる「コルホーズ家族」（колхозная семья）として、労働者、職員の家族と同様に民法の一般的規範の適用をうける、と。カラндаゼ（А. М. Каландадзе）は、このオスィポフの見解をただちに批判した¹⁶⁵。コルホーズ農戸の多数は現に機能中であり、義務供出の廃止は、むしろコルホーズ農戸の発展に有利な条件を与えている。コルホーズ農戸の制度は「形成段階」（стадия формирования）

161) フルシチョフ期後半の副業経営政策の推移については、Wadekin, op. cit., pp. 274-315, を参照。

162) Н. Т. Осипов. Ленинский кооперативный план и некоторые вопросы современного развития колхозов.—《Правоведение》, 1960, №. 2, стр. 77, 79-82. なお以下の紹介も参照。福島正夫, 前掲書, 131-132, 344頁。

163) 都市コルホーズには早い時期にポリャンスカヤやゲンキンが注目している。それは工業化にともなう村落の都市昇格ないし編入の結果であった（Полянская. Указ. ст. (1947), стр. 11: она же. Указ. соч. (1948), стр. 16: Генкин. Указ. ст., стр. 56）。

164) 農村における労働者、職員の副業経営の動向について、ポリャンスカヤと逆の認識であることに注意。なお註(135)本文および註(145)も参照。

165) Каландадзе. Указ. ст., стр. 109-110.

にあるのであって、その最終的な死滅を語るなど時機尚早であろう、と。オスイポフ自身も、なお全面的な研究の必要を認めていた。しかし、彼の「副業経営消滅＝農戸死滅」論とも呼びうる見解は、まもなく市民権を獲得する。先にみたヴィデネーエフの主張が、問題の立て方から素材、用語に至るまで、オスイポフ論文に直接依拠し、そのままの形で実際の提言としたことは明らかであろう。そしてネムコーフ (A. M. Немков) が、64年にこの理論を完成させる¹⁶⁶⁾。その立論の出発点は、果せるかな、61年のソ連共産党新綱領と、59-62年の統計にあらわれたコルホーズ農戸の副業経営縮小の「現実」——のちに「個人副業経営の根拠なき制限」として非難されることになる中央、地方各級レベルでの人為的な反副業経営カンパニヤの結果¹⁶⁷⁾——であった。たしかに彼の論文は、コルホーズ員の家族の構成変化(核家族化)や農村建設の新方針(集合住宅化等)¹⁶⁸⁾といった契機に触れる点が目新しい。しかし基本的な論理は、ここでも農戸の所有の客体を軸に展開されるのであって、まずコルホーズ農戸と労働者、職員の家族の財産構成が比較対照され、前者における副業経営の廃絶と経営資産の消失によって両者の差異が消滅すると説かれる。それゆえ、「共同体的土地利用と家父長制家族の時代に結びついた廃れた概念」である農戸を放棄し、コルホーズ家族ないしコルホーズ員の家族という新しい概念に替えるのが「時代の精神」により相応しい、とネムコーフは主張する。これは明らかに、ロシア共和国新民法典の編纂を意識した発言であったに違いない。

オスイポフからネムコーフに至るこの「副業経営消滅＝農戸死滅」論は、先にみたポリャンスカヤ、ヴォローシン、パヴロフ等の見解と、たしかに系譜において一部繋がり、理論形成の政治的、経済的背景も重なる面をもっている。しかし、その特異性もまた明瞭であろう。結論的な政策的提言については、ポリャンスカヤによる民法、家族法諸規範の適用可能性の承認を一步進めた形になっているが、彼女の見解との類似点はほとんどこのみである。また理論構成の点では、著しい単純明快さが特徴であって、必要なのは基本的に3つの契機——第一に、労働者、職員の家族における経営資産欠如の仮定、第二に、コルホーズ農戸における経営資産消失の推論、第三に、コルホーズ農戸における副業経営消滅の「現実」と展望——のみである。このような3つの契機が不可分に結びつけば、その結果、ヴォローシンやパヴロフ等の見解とも質的に異なった特殊な理論が出来るのは当然であろう。たしかに第一の契機については、ヴォローシンやパヴロフ等の見解もそれを共有している。この点では、労働者、職員の家庭副業が一定の経営資産の所有を前提とすることを強調するポリャンスカヤのみが、オスイポフ等に対抗できる論理をもつ¹⁶⁹⁾。しかし第二の契機に関しては、ヴォローシンが、財産構成ばかりでなく財産関係をも問題として

166) A. M. Немков. Сближение правового регулирования имущественных отношений колхозного двора и семьи рабочего и служащего.—《Правоведение》, 1964, №. 2, стр. 140-144.

167) См. Решения партии и правительства по хозяйственным вопросам. т. 5, М., 1968, стр. 517. この副業経営制限政策の一例、トルクメン共和国の最高会議幹部会令が、《Соц. законность》, 1961, №. 10, стр. 80. に載っている。またこの時期に屋敷付属地の削減に絡む訴訟事件が頻発したことは、《Сов. юстиция》, 1960, №. 6, стр. 28; №. 9, стр. 16-18. などに窺うことができる。なお、註(161)本文も参照。

168) См. КПСС. т. 8, стр. 260-261: Wädekin, op. cit., pp. 300-301, 306.

169) См. Полянская. Указ. ст. (1959), стр. 48-49.

いたことを対置することができる。オスイポフ等は、経営資産の有無のみを問題とし、同一種類の客体に関して相異なる所有関係が形成される可能性をまったく無視するからである。第三の契機についていえば、パヴロフ等が、63年の時点においてさえ示しえた慎重さと対比されるべきであろう。副業経営の果す役割に関するオスイポフ等の理解は、現実的感覚のまったくの欠如としかいいようがない。それはまさに、新党綱領の急進主義と副業経営の「主観主義」的制限政策の両者に共通する現実無視に対応する。この点で、オスイポフ等の主張は、ポリャンスカヤ、ヴォローシン、パヴロフ等の見解と、表現する「現実」が基本的に異なっているのである。

以上のように、フルンチョフ期にあらわれたコルホーズ農戸制度に対する批判的見地には、大別して、4つの類型が存在したものと考えられる。「労働参加度原理」説、「コルホーズ農戸の副業経営と労働者、職員の家庭副業との接近」論、「コルホーズ農戸の労働者、職員家族への漸次的接近」論、最後に「副業経営消滅＝農戸死滅」論である。それらの間には共通する面や部分的な滲透があり¹⁷⁰⁾、また中間的な見解もありうるであろう¹⁷¹⁾。とはいえ、前者と後三者は理論的系譜の点で基本的に区別され、後三者間には理論構成とそれらが体現する現実の内容に違いがあって、全体としてこれら4類型の抽出が可能となるように思われる。最後に、コルホーズ農戸批判のこれら4類型に対して、フルンチョフ期の終末までに立法の形をとって与えられた公的、社会的評価についていえば、まず「労働参加度原理」説は、63-64年の各共和国民法典が持分平等原理を劇的に復興させたことによって敗北し、大きく後退した。「コルホーズ農戸の労働者、職員家族への漸次的接近」論も、それが実践の方策として労働参加度原理への転換を支持した限りで大きな打撃を蒙り、陣容の立て直しを迫られた。たとえば、ロシア共和国民法典第129条は、第2項において、未成年および労働能力なき者を含めた全農戸成員の持分の平等を明記し、そのうえで第3項において、農戸在住期間が短く、あるいは労働か資金による経営参加度の少ないことを理由に、労働能力ある成員のみについて、持分の削減の可能性を認めている。この場合、持分の削減は裁判所の義務ではなく権利であるとされ¹⁷²⁾、しかも第3項は、しばしば第2項の例外規定と解釈されている¹⁷³⁾。ただ、ウクライナ共和国民法典は、ロシア共和国民法典の規定に加え、経営参加度の僅少等を理由に、分離の際に持分を完全に否認する

170) ここでは、とくにヴォローシン、パヴロフ等の見地からする労働参加度原理の承認が考慮されている。

171) 副業経営の将来的な縮小展望を根拠に、都市の家族関係を規制する諸法令のコルホーズ員家族への適用可能性について、一般的に検討の必要性を説く土地法学者アクセニョーノクの立場はその一例であろう(Аксененок. Указ. ст., стр. 33)。また前述のトルマーチなど、その副業経営の評価は、オスイポフ等のそれに近い。しかし、この点はたんなる紹介不足かとも思われるが、彼は農戸の死滅までは語らない。あるいはヴォローシン、パヴロフ等の見解との中間的な立場かとも思われる。

172) Научно-практический комментарий к ГК РСФСР. стр. 145: Кузьменко. Указ. соч., стр. 26: Полянская. Указ. ст. (1979), стр. 79.

173) 《Сов. юстиция》, 1967, №. 4, стр. 19-20: Комментарий к ГК РСФСР. стр. 192: В. Ф. Маслов. Имущественные отношения в семье. Харьков, 1974, стр. 105-106: Ш. Д. Чиквашвили. Имущественные отношения в семье. М., 1976, стр. 63. なお新民法典の制定以前には、労働参加度原理に対し一貫して反対していたのは、法学者の間ではグリゴリエフがほとんど唯ひとりだったように思われる(Григорьев. Указ. ст., стр. 139-140: он же. Колхозный двор. —В кн.: Колхозное право. Под ред. Н. Д. Казанцева, М., 1962, стр.498-499)。

可能性まで認めており（第123条第3項）、ウクライナはここでも一定の独自性を打ち出している¹⁷⁴⁾。「コルホーズ農戸の副業経営と労働者、職員の家庭副業との接近」論を始めとする残りの類型については、「コルホーズ農戸の労働者、職員家族への漸次的接近」論の核心的部分の主張も含めて、民事立法基本原則および各共和国民法典にコルホーズ農戸の所有権諸規範が導入されたことそれ自体を除けば、立法上、一般に公的認知は得られていない。とはいえ、そのなかの「副業経営消滅＝農戸死滅」論の運命は、フルシチョフの没落後、まもなく明らかになるであろう。その点を含め、党指導部交代後の、とくに69年のコルホーズ模範定款をめぐる問題状況については、その検討を別稿の課題とせざるをえない。

О колхозном дворе в СССР——Конституция 1977 г. и споры в период 1956-1964 гг.——

В отличие от ранее действовавшей, Конституция СССР 1977 г. не дает понятия личной собственности колхозного двора и вообще о колхозном дворе упоминания нет. Представляется, что это означает не столько закрепление достигнутых результатов, сколько отражает зафиксированные цели дальнейшего развития советского общества, направленного на усиление социальной однородности. Следует

174) ウクライナの立場を代弁しているのがマトヴェエフであろう。彼はいう。——農戸成員の持分については、周知のごとく近年広範な討論が行なわれ、持分の「完全平等の原理」を残そうとする側と、「コルホーズ家族と労働者、職員の家族における財産法制度上の差異の除去」を支持する側とが対立した。ウクライナの新民法典はこの点で「妥協的立場」を採っており、全成員の持分平等から出発しながら、同時に労働参加度を考慮した持分の削減あるいは拒否の可能性という条件も付けている。「この規範が本質的に農村家族と都市家族の財産法制度を接近させていることを見ないわけにはいかない。ともかくもそれは、たんに名目的にしかコルホーズ農戸員でない者の諸権利を強く制限している」。全体として「ウクライナ共和国新民法典の諸規範は、この〔コルホーズ農村の家族関係の都市のそれとの——引用者〕接近を最大限に促進することを企図している」と(Матвеев. Указ. ст., стр. 98-99)。これは、論争の経過と結果の纏め方としては、いわば敗者を勝者と言い包めるものであろう。しかし、持分平等原理復興後の65年になって、改めてコルホーズ農戸と労働者、職員家族の地位の接近という綱領的命題が、明らかに「コルホーズ農戸の労働者、職員家族への漸次的接近」論に近いと思われる立場から再確認されていること、そしてこの再確認が、伝統的に持分平等原理への抵抗の強いウクライナの法規範を根拠になされていることは、銘記するだけの重要性をもっている。なお、ウクライナ独自の持分の完全否認については、それを「例外」とする見方もある(Кузьменко. Указ. соч., стр. 27)。しかしウクライナでは、農戸成員（もともと今では成年に限定されて論じられるが）の持分の大きさを「あらゆる場合に」経営参加度に依存させようとする主張が、依然根強い(См. Маслов. Указ. соч., стр. 105)。

※本稿は昭和59年度文部省科学研究費補助金による研究の一部である。作成の過程では北海道大学小森田秋夫氏よりコメントをいただき、また文献の入手には早稲田大学鈴木健夫氏、九州大学高田和夫氏、旭川大学斉藤チエ氏の協力を得た。記して謝意を表したい。なお、本稿で使用したポリャンスカヤの学位論文は、日本学術振興会による昭和57年度のソ連派遣の際に筆者がモスクワ大学において閲覧を許されたものである。

вспомнить, что Г. Н. Полянская в 1977 г. предложила непременно сохранить в новой Конституции понятие колхозного двора. В настоящей статье автор ставит своей задачей исследовать начальный этап формирования точек зрения, приведших к отказу от понятия колхозного двора в Основном законе в 1977 г. Считается возможным найти исторические корни таких точек зрения в спорах о колхозном дворе в период руководства Хрущева, когда в сопровождении многих проб и ошибок ряд серьезных мер был принят для того, чтобы доход, получаемый от общественного хозяйства колхозов, играл действительно основную роль в общем доходе колхозного двора, а также когда в сельских местностях вырастал слой рабочих и служащих, особенно совхозов, и усиливалось смешение их с колхозным населением в быту. В этот же период, начиная с постановки вопроса В. Волковым в 1956 г., появились четыре критические точки зрения на сохранение особого правового режима имущества колхозного двора. Во первых, ярче всего в статье М. Оридорога/1958 г./, в противовес принципу равенства долей членов колхозного двора на имущество последнего в случае раздела и выдела выдвинулся принцип трудового участия члена двора в ведении хозяйства. Во-вторых, Г. Н. Полянская в статье 1959 г. обратила внимание на становившееся, по ее мысли, слишком очевидным экономическое сближение между подсобным хозяйством колхозного двора и подсобным домашним хозяйством рабочих и служащих. Интересно, что такая точка зрения является прототипом концепции М. И. Козыря, высказанной в 1977 г. против предложения не кого иного, как Г. Н. Полянской. В 1959 г. она считала наиболее последовательным установление единого правового режима колхозной семьи и семьи рабочего и служащего в рамках подсобного хозяйства, предусмотренного ст. 7 Конституции 1936 г., хотя признала нужным предварительное изучение вопроса. В-третьих, Н. П. Волошин/1959 г./, И. В. Павлов и др./1963 г./ высказались за постепенное сближение правового режима колхозного двора и семьи рабочего и служащего, поскольку данный процесс, по их мнению, идет путем постепенного уменьшения удельного веса производственного имущества в составе объектов собственности колхозного двора. Следует отметить, что в отличие от Г. Н. Полянской, они в основном не были заинтересованы явлением распространения подсобного домашнего хозяйства среди рабочих и служащих в сельских местностях. В-четвертых, Н. Т. Осипов/1960 г./, А. М. Немков/1964 г./ и др. написали об отмирании колхозного двора, полагая, что в ближайшем будущем отпадет необходимость в подсобном хозяйстве колхозного двора. Такая точка зрения фактически соответствовала “волюнтаризму” политики так называемых необоснованных ограничений личного подсобного хозяйства и оптимистическому радикализму новой Программы партии 1961 г. Что касается судебных указанных точек зрения в пределах рассматриваемого периода, то можно отметить, что гражданские

松井憲明

кодексы союзных республик 1963–1964 гг. отрицали принцип трудового участия как первостепенный принцип при определении долей имущества членов двора. Выяснить судьбы остальных точек зрения после смены руководства партии — следующая задача изучения.